

平成30年第1回

定例会会議録

会 期

平成30年3月9日（金）から
平成30年3月23日（金）まで

会議日時

平成30年3月9日（金）
平成30年3月16日（金）
平成30年3月23日（金）

東 串 良 町 議 会

平成30年第1回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 平成30年3月9日 午前10時00分
散 会 平成30年3月9日 午前11時15分

出席議員（10人）

1番 児 玉 勇 治	2番 瀬戸山 譲 一
3番 牧 原 完 治	4番 西 園 貞 美
5番 泊 重 巳	6番 前 田 隆
7番 上 園 ミ キ	8番 原 田 猛
9番 宮 地 利 雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 西 園 貞 美 5番 泊 重 巳

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	若 松 雄 一
副町長	畠 中 勇一郎	企画課長	中 島 孝 一
教育長	天 神 康 男	農業委員会事務局長	木佐貫 勝 志
会計管理者	田之頭 学	教育委員会管理課長	坪 山 勝
総務課長	江 口 勝 志	学校給食共同調理場所長	松 留 謙 一
経済課長	堀 口 利 弘	社会教育課長	薬 丸 淳 郎
福祉課長	津 曲 稔	総務課長補佐	瀬戸山 雅 樹
税務課長	児 玉 隆 男		
建設課長	甫 村 良 教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大 園 保 広 書 記 橋 口 正 博

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 字の区域変更について
- 日程第 7 議案第 4号 町道路線の変更について
- 日程第 8 議案第 5号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 東串良町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 10 議案第 7号 東串良物産館（ルピノンの里）の指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 8号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 12 議案第 9号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 13 議案第10号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 14 議案第11号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 15 議案第12号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 16 議案第13号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 17 議案第14号 平成30年度東串良町一般会計予算
- 日程第 18 議案第15号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 19 議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算
- 日程第 20 議案第17号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算
- 日程第 21 議案第18号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 22 議案第19号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計予算

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 字の区域変更について
- 日程第 7 議案第 4号 町道路線の変更について
- 日程第 8 議案第 5号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 東串良町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 10 議案第 7号 東串良物産館（ルピノンの里）の指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 8号 平成29年度東串良町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 12 議案第 9号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 13 議案第10号 平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 14 議案第11号 平成29年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 15 議案第12号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 16 議案第13号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 17 議案第14号 平成30年度東串良町一般会計予算
- 日程第 18 議案第15号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 19 議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算
- 日程第 20 議案第17号 平成30年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算
- 日程第 21 議案第18号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 22 議案第19号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計予算

会 議 の 経 過

開 会 午前 10 時 00 分

議 長（田之畑）

ただいまから、平成 30 年第 1 回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、4 番 西園貞美君及び 5 番  
泊 重巳君を指名します。

~~~~~

◆ 日程第 2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第 2 会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から 3 月 23 日までの 15 日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から 3 月 23 日までの 15 日間に決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第 3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第 3 諸般の報告を行います。  
議長及び町長の報告は、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省略します。  
それから 2 月 20 日、鹿児島市で開催された鹿児島県町村議会議長会の定期総会において、鹿児島県町村議会議長会から町村議会議員 25 年以上在職者として、宮地利雄議員が表彰されたので報告いたします。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 4 議案第 1 号 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
  - ◆ 日程第 5 議案第 2 号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例について
  - ◆ 日程第 6 議案第 3 号 字の区域変更について
  - ◆ 日程第 7 議案第 4 号 町道路線の変更について
  - ◆ 日程第 8 議案第 5 号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例について
  - ◆ 日程第 9 議案第 6 号 東串良町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
  - ◆ 日程第 10 議案第 7 号 東串良物産館（ルピノンの里）の指定管理者の指定について

議 長（田之畑）

- 日程第 4 議案第 1 号 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3 号 字の区域変更について
- 日程第 7 議案第 4 号 町道路線の変更について
- 日程第 8 議案第 5 号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6 号 東串良町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 10 議案第 7 号 東串良物産館（ルピノンの里）の指定管理者の指定について

以上の7件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました議案第1号から議案第7号までを一括して御説明申し上げます。

まず、議案第1号 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

町民及び関係機関等にわかりやすい行政を目指す必要があるため、経済課の名称を農林水産課に変更するものであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第2号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法が改正されたことに伴い、認知症患者等が住宅入居者である場合における収入申告義務が緩和されたことになったため、改正するものであります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第3号 字の区域変更について、御説明申し上げます。

土地改良法による土地改良事業の実施に伴い、西牟田雪山地区の字の区域を変更しようとするものであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第4号 町道路線の変更について、御説明申し上げます。

区域拡大に伴う終点変更のためでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第5号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画の見直しに伴う、平成30年度から平成32年度までの各年度における第1号被保険者の保険料率の額及び国の特例対策による所得の少ない第1号被保険者の保険料軽減額を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第6号 東串良町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

平成30年4月1日より居宅介護支援事業所に係る指定監督の権限が県から移譲されることに伴い、介護保険法第47条第1項第1号、第79条第2項第1号、並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第7号 東串良物産館（ルピノンの里）の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

東串良物産館（ルピノンの里）の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるためでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第11 議案第 8号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第8号）
  - ◆ 日程第12 議案第 9号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
  - ◆ 日程第13 議案第10号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）
  - ◆ 日程第14 議案第11号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第4号）
  - ◆ 日程第15 議案第12号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
  - ◆ 日程第16 議案第13号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第 1 1 議案第 8 号 平成 2 9 年度東串良町一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 1 2 議案第 9 号 平成 2 9 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 1 3 議案第 1 0 号 平成 2 9 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 1 4 議案第 1 1 号 平成 2 9 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 1 5 議案第 1 2 号 平成 2 9 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 1 6 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

以上の 6 件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、補正予算の説明を申し上げます。

議案第 8 号 平成 2 9 年度東串良町一般会計補正予算（第 8 号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 5, 5 1 1 万 1, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 1 億 9 6 7 万 4, 0 0 0 円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」によるところであります。

また、債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」によるところであります。

さらに、地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」によるところであります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第 9 号 平成 2 9 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 1 8 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 億 9, 1 0 8 万 5, 0 0 0 円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第 1 0 号 平成 2 9 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）について、御説明申し上げます。



## 会 議 の 経 過

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,648万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,399万2,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第11号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ586万5,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

よろしくお願いいたします。

次に、議案第12号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,489万5,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

よろしくお願いいたします。

最後に、議案第13号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億418万4,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,793万8,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところであります。

よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第17 議案第14号 平成30年度東串良町一般会計予算
  - ◆ 日程第18 議案第15号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計予算
  - ◆ 日程第19 議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算
  - ◆ 日程第20 議案第17号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算
  - ◆ 日程第21 議案第18号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

◆ 日程第22 議案第19号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第17 議案第14号 平成30年度東串良町一般会計予算

日程第18 議案第15号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計予算

日程第19 議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）  
特別会計予算

日程第20 議案第17号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算

日程第21 議案第18号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

日程第22 議案第19号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計予算

以上の6件を一括議題とします。

まず、町長に施政方針の説明を求め、引き続き各予算について提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

平成30年第1回東串良町議会定例会の開催に当たり、私の平成30年度の施政方針について述べさせていただき、議員各位並びに、町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

私が、町政の重責を担わせていただき、2年が過ぎました。さまざまな分野におきまして、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力により、町政発展のために託された責務を果たすことが出来たものと深く感謝いたしております。

3年目を迎える平成30年度についても、「笑顔あふれるまちづくり」をスローガンに掲げ、町民の皆様の幸せのために、「こどもに夢を」・「若者にロマンを」・「お年寄りに愛を」を重点項目として、職員にも、町政の各施策において一歩前へ進む行動力を働きかけ、町民サービス向上のため全力で取り組むよう指示しております。

私自身も、就任当初から行っておりますトップセールスを引き続き、精力的に行いまして、東串良町の魅力発信源となるよう努め、町のさらなる活性化につなげるため、実効性のある効果的な施策を年次的に着実に実施できるように取り組んでまいりたいと思っております。

特に、平成30年度の主な施策としましては、観光地の整備・防災施設の整備・農業生産対策の支援・子育て支援等について、力を注ぎたいと思っております。

さて、我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や海外経済の回復が続く中で、緩やかな回復基調が続いております。こうした中、政府は、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として取り組んでいくとしております。成長と分配の好循環にて、国民全体が成長を享受できる「全世代型」の社会保障制度により、子育てや介護に対する不安なしに誰にでも活躍の場があり、お年寄りも若者も安心して暮らすことがで

きる社会の実現を目指しており、国の取組みにより本町をはじめ、地方経済の好転が期待されるところであります。

一方、国の平成30年度地方財政対策の概要で、地方交付税は2.0%、臨時財政対策債は1.5%の縮減となっており、私たち地方財政に大きく影響してくるものと予想されます。

こうした中ではございますが、直面する本町の諸課題に積極的に取り組みながら、安定的な財政運営の指標となる「財政健全化判断比率」等に留意しつつ、収支の均衡を保ち、住民のニーズにできる限り対応し、「東串良に住んで良かった」と思われるよう各施策を進めてまいります。

はじめに、消防・防災対策であります。

東日本大震災以降、防災、特に津波に対する対策は重要であり、東海・東南海・南海トラフの3連動地震等に対しましても、十分に備える必要があります。

平成30年度の主な対策としましては、自主防災会並びに小・中学校の災害時を想定した実践的な避難訓練等の支援、また、11月には本町で緊急消防援助隊九州ブロックの合同訓練が開催されますが、初動体制や関係機関との連携活動を検証すると共に訓練を通じて、町民の皆様の防災に対する危機意識の高揚を図ってまいります。

また、消防施設も年次的に整備しておりますが、消防自動車の更新及び防火水槽の設置についても継続して行う予定であります。

次に、地方創生関連事業であります。

超高齢社会、少子化に伴う人口減少等の社会環境の変化に対応していくためには、効率的かつ効果的なサービス提供の継続が不可欠であります。そのため、「行政改革大綱」の見直しを含め、継続して行政改革に取り組んでまいります。

昨年度の地方創生推進交付金事業で、施設園芸や商工業分野での町内事業者の後継者対策として東串良町後継者支援協議会を設立しました。総合戦略に基づく地方創生事業の一環として、この協議会を中心に後継者の確保に努めてまいります。

人口減少対策としましては、定住促進住宅用地貸付事業を推進してまいりました。既に第5次定住貸付地の募集も行っており、本町の魅力や充実した制度等を町外へ広く情報発信し昨年度に引き続き定住人口の確保に努めてまいります。また、移住促進事業補助金を活用しての移住促進策も行っております。

にぎやかタウン雪山の地盤沈下問題につきましては、住民の皆様との合意に基づき最終的な問題解決に向けて全力を尽くしてまいります。

空き家対策につきましては、空き家等に関する対策を定める「東串良町空き家等対策計画」に基づき適切な管理や利活用の促進に努めてまいります。

次に、商工業の振興であります。

商工業の振興につきましては、購買力の流出防止や地元商店の売上向上に向けた取り組みを商工会と共に実施してまいります。また、商工会が会員へ実施する指導や研修により、経営の効率化などを通じて、利益の向上を図るための施策として商工振興対策事業補助金交付事業もあわせて実施いたします。

次に、観光事業の推進、ふるさと納税対策であります。

観光事業につきましては、柏原海岸のルーピン、唐仁古墳群や志布志石油備蓄基地、本町独特の自然景観等を活用し、周辺市町との連携による広域観光をさらに推進してまいります。

また、柏原海岸や松林の景観対策として、ビーチクリーナーを新規導入しての海岸清掃と、円山公園・ふれあいの森の松林内草刈・清掃作業等を昨年度に引き続き実施してまいります。

町内はもちろん町外から多くの人々が訪れて森林浴が楽しめる空間づくりに努めて交流人口の増加を図り、町の特産品のＰＲにつなげてまいります。さらには、円山公園内の遊具の増設や、相撲場の屋根が完成したことを受けて落成式も兼ねた記念大会となる柏原大相撲の開催を計画しております。

一方、これまでの物見遊山的観光から着地型観光へのニーズも高まってきております。このような中、本町では昨年、ツーリズム協議会の会員５名が県内外からの修学旅行生５５名を受け入れたところであります。本年度においても民泊受入体制の強化、農家民宿開業支援等全面的な協力を行い着地型旅行の受け入れを推進してまいります。

姉妹友好都市の提携につきましては、歴史的に共通するもの等をきっかけとして幅広い分野での交流の基盤を築いてまいります。

ふるさと納税につきましては、歳入確保の重要項目として位置づけております。また、官民・民間の連携により返礼品の充実を図り、単に寄附額をふやすだけでなく、町のＰＲの機会ととらえ実施してまいります。

次に、農業の振興であります。

我が町の基幹産業であります農業につきましては、施設園芸・畜産・露地野菜・水稻・飼料用稲を中心とした農業経営が基幹となります。

農業従事者の後継者不足が課題となる中、地域の中心となる経営体や後継者の育成・確保を図るため、認定農業者及び認定新規就農者を「人・農地プラン」の中心経営体として位置づけ、中間管理事業等も活用し、地域の中心経営体への農地集積を図ると共に町単独支援の充実にも努めてまいります。

また、新規就農者の確保・育成には国の施策を活用すると共に、関係機関・指導農業者等と連携し、フォローアップにも努めてまいります。

施設園芸につきましては、ピーマン・きゅうり共に、かごしまブランド産地の維持に努め、あわせて省エネ対策・低コスト技術の普及にも努め、環境に優しいエコファーマーや総合的病害虫管理（ＩＰＭ）、かごしまの農林水産物認証への取り組みも継続し、消費者の安心と信頼を確保し、本町農産物のイメージアップを図ってまいります。

畜産については、粗飼料の国内自給率の向上が叫ばれる中、飼料用稲の促進、粗飼料自給率向上の推進と、あわせて防疫体制の強化を図り、口蹄疫・豚流行性下痢（ＰＥＤ）・高病原性鳥インフルエンザの進入を阻止いたします。

また、協議が進展している環太平洋連携協定（ＴＰＰ１１）や欧州連合との経済連携協定（ＥＰＡ）に合わせて、動向が注目されるアメリカとの協定等への対応として、畜産クラスター事業等、関連事業を活用し、さらに足腰の強い経営基盤の構築を推進してまいります。

水田営農につきましては、品質保持のための水稻航空防除事業も継続して実施いたします。また、「水田活用の直接支払交付金」等を活用し、「加工用米」・「飼料用米」の推進を図ると共に飼料用稲の作付けを推進し、経営の安定につなげてまいります。

畑作における、さつまいも栽培につきましては、引き続き国の品目別経営安定対策の加入を推進し契約栽培による、経営の安定を図ってまいります。

露地野菜の振興につきましては、露地野菜振興会を中心として面積拡大や加工・業務用野菜の契約栽培等の推進とあわせ、「産地交付金」を活用した水田での露地野菜栽培の推進に努めてまいります。

国有林、町有保安林も含め、松くい虫の特別防除を引き続き実施し、保安林の保護に努めてまいります。

鳥獣被害対策につきましては、東串良町鳥獣被害対策協議会を通じて町内猟友会と連携を取り、農作物等への被害防止・軽減に努めてまいります。

次に、ほ場整備事業の推進であります。

農業の生産性を高め競争力を強化していくためには、担い手への農地集積と集約化をさらに加速し、生産コストを削減していく必要があります。その基盤づくりとして水田の大区画化・汎用化等の農地の整備や農業水利施設・農道・用排水路の整備を機動的かつ効率的に実施し継続的に推進いたします。

農道整備につきましては、県単独農業農村活性化推進施設等整備事業等を活用し計画的に整備を実施してまいります。

また、基幹施策として実施中の経営体育成基盤整備事業・西牟田雪山地区につきましては、127.4haの全区画整理が完了しました。

平成26年度から、排水不良の対策としまして、暗渠排水工事等の補完工事を実施しており、平成30年度も引き続き実施し、平成31年度の事業完了まで順次実施していく予定です。

なお、新規地区としまして、岩弘地区の経営体育成基盤整備事業を平成27年度から取り組んでおり、平成30年度は実施設計を行い、事業実施へ向けて取り組んでまいります。

既に、大区画化が完了した地区におきましても土地利用が効率よく図られるよう、生産組合や地区担い手等の中心経営体の支援も行ってまいります。

次に、水産業の振興であります。

水産業につきましては、つくり育てる漁業の取組として、ヒラメ・マダイの放流を引き続き支援いたしますと共に、東串良漁業協同組合が導入した急速冷凍施設等の活用を図り、魚類の販売促進を計画的に推進してまいります。

また、東串良物産館で開催する志布志湾ぶえん祭りも引き続き支援いたします。

次に、土木事業の推進であります。

土木行政につきましては、国・県の財政事情等、引き続き非常に厳しい現状ではありますが、地域指定等による有利な財源確保に努め、住民の皆様方の要望等にも十分配慮しながら計画的に進めてまいります。

まず、国管轄の国道・河川に関しましては、国土交通省大隅河川国道事務所と協力連

携を図りながら計画的改修を推進いたします。

県管轄道路の国道448号の道路整備につきましては、地域の交通の安全確保、また、活性化を図るため、積極的に要望してまいります。また、東九州自動車道の野方インターへのアクセス道路としての県道黒石串良線の整備促進につきましては、大崎町とも連携をしながら、早期整備を継続して県に要望し、地域経済の活性化につながるよう努力いたします。

町道改修につきましては、継続路線としまして、下之馬場山野線（東串良中学校から山野集落に至る町道）、新規路線として、柏原小学校東門線（柏原小学校東門を坂下まで拡幅整備）の2路線を実施し、住民の安心安全を確保する道路網の整備を図ってまいります。

また、その他の維持補修事業につきましても、軽微な補修等を含め、きめ細かに適時に実施いたします。

河川関係につきましては、県管轄の塩入川改修を進めておりますが、堤防工事が計画的に進み、塩入川改修事業の効果がでてくるよう、事業早期完工に向け、引き続き県へ強く要望してまいります。

次に、簡易水道事業であります。

簡易水道事業につきましては、東串良町水道ビジョンに基づき、改善・改革するための取組を行い、計画的に事業実施いたします。本年度は、昨年度に引き続き東部地区本管を耐震対策としまして、布設替え工事を実施いたします。また施設管理や危機管理等にも的確に対応し清浄な水と信頼を届ける水道事業として、活力あるまちづくりに貢献いたします。

次に、福祉・保健事業の推進であります。

福祉行政につきましては、「健康で生きがいとふれあいのある町づくり」を基本目標に、町民の皆様が健康で安心して暮せる環境づくりを推進し、福祉サービスの充実に努めてまいります。

本町は、高齢化率が36%を越え、今後、ますます超高齢社会が進展していくものと見込まれております。そこで、高齢者福祉をいかに充実させていくかが大きな課題となっております。高齢者がその豊かな経験と知識を生かした社会活動への参加、地域社会の担い手として元気で生きがいの持てる環境づくり、安心して暮らせる体制づくりに努めてまいります。

高齢者福祉センターは、高齢者が増加する中で閉じこもり防止、認知症予防、健康維持増進のための憩いの場として活用を図ってまいります。

また、「敬老年金給付」をはじめとする高齢者支援事業は、今年度も引き続き実施いたします。

さらに町の単独事業として実施している「紙おむつ給付事業」も、内容の充実を行い利用者の要望に応じていきたいと思っております。

障がい者福祉対策につきましては、「すべての人のための平等な社会づくり」を基本に、身体・知的・精神障がい者の方々がより良い日常生活がおくれるよう、相談業務や情報提供及び福祉サービスの給付など、支援強化に努めてまいります。

児童福祉対策につきましては、次代を担う子どもの出生を奨励し、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的に「赤ちゃんすこやか支援事業」を今年度も実施いたします。また、子育て支援センターによる乳児全戸訪問事業や子育て相談など、子育てサポートの充実にも努めてまいります。

保育事業につきましては、「子ども・子育て支援制度」に基づき、保育を必要とする全ての家庭が利用できる体制づくりに努めてまいります。

「大隅くらし・しごとサポートセンター」などと連携して、働きたくても働けない方や住む所がない方、また、子どもの学習・進学でお悩みの方など、経済的に困窮し生活全般でお困りの方を包括的に支援してまいります。

町民一人ひとりが、心身共に健康で長生きできる地域づくりを実現するため、各種保健衛生事業を実施してまいります。具体的には、健康増進法に基づく各種がん検診の推進や生活習慣病の予防・改善のための保健指導などを実施するほか、乳幼児から高校3年生までの「医療費の全額助成」や「インフルエンザ任意接種の助成」についても継続し、子育て世代のサポートや子どもたちの早期受診による疾病の重症化予防に取り組みます。

さらに、乳幼児の健診や保健指導、妊婦の定期健診、不妊治療および新生児の聴覚検査の助成も継続して実施してまいります。

また、予防接種法に基づく各種予防接種助成事業につきましては、感染症の発症・拡大の防止や重症化予防などについて、町民へ周知を図ると共に、必要な接種勧奨も行つてまいります。

救急医療につきましては、肝属東部医師会や鹿屋市医師会の協力を得ながら、「日曜在宅当番医」や「夜間救急当番医」による救急医療体制を維持するほか、「大隅広域夜間急病センター」の適切な運用により、町民が安心して日常生活を送れるよう取り組んでまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から財政運営の責任主体が「県」へ変わります。

国保は、加入者の所得が減少する一方で医療費が伸びていることから、非常に厳しい財政運営を迫られておりますが、制度の安定化のため、今後とも県との連携・調整に努めてまいります。

具体的には、国民健康保険税の収納率向上に努めると共に、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、「特定健康診査・特定保健指導」を実施し、医療費の適正化のためにも、町民一人ひとりが、主体的に健康づくりに取り組み、健康の自己管理を推進できるように健康相談などに応じてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、運営主体である「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」と連携し、保険料の収納や窓口業務の対応を行い、制度の円滑な運営に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、第7期介護保険事業計画に基づいた円滑な運営に努めると共に、地域包括支援センターを中心に適切なサービスの提供や認知症予防事業・在宅医療介護連携事業などに積極的に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮ら

していける地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

高齢者が、いつまでも自分らしい暮らしを続けていくためには、自分の健康は自分で守っていくことが大事です。その健康づくりを支え、生きがいとしていただくため、「ころばん体操」を町内各地域に広めています。昨年度は、下伊倉地区に続き溜水、唐仁、岩弘中、柏原、安留、新川西、雪山、山野の計9地区、約120名の方々が自主的に、毎週決まった曜日に体操を行うようになりました。今年度は、池之原下、豊栄、俣瀬で立上げが計画されていて、参加者も140名ほどになる予定です。

また、平成30年度からは「鹿屋体育大学」と連携し、鹿児島県では、初めてとなる「ひらめき体操」を展開する予定です。ころばん体操と同じように多くの方々に広めることにより、介護予防事業の充実を図ってまいります。

次に、生活環境等の整備推進であります。

日常の住民への窓口業務につきましては、届出による登録事務や証明事務を関係法令等を遵守しつつ、正確且つ迅速に遂行してまいります。県の権限移譲を受け、本町において引き続き旅券発行申請事務手続きを行います。マイナンバーカードについても、理解を深めていただくよう努力し、特に高齢者を中心にカード交付を普及してまいります。

国民年金事業につきましては、法定受託事務を通して、該当者が利益を最大限に享受できるよう努めると共に、窓口や電話等による住民からの年金相談にも随時対応いたしてまいります。

また、生活環境の向上及び公衆環境の悪化防止のひとつとして、生活排水処理施設の普及促進を図るため、個人設置型の小型合併浄化槽設置を補助しながら整備促進を進めます。なお、今年度も、汲み取りから合併浄化槽への切り替え及び町内の施工業者を利用される方についても町単独の助成を行います。

一方、衛生対策面では、快適で安心して暮らせるまちづくりとして、「循環型社会の形成」を目指すため、ごみ処理の排出量の縮減と容器包装リサイクルを住民の協力を得ながら今後も強力に推進します。

なお、今年度も、海岸漂着物等地域対策推進事業を実施し、柏原海岸の美化にも努めてまいります。

次に、教育の振興であります。

教育の振興につきましては、東串良町の歴史と伝統を踏まえながら本町の実態に根ざした的確に課題をとらえ、学校・家庭・地域社会と緊密な連携を図りながら、児童生徒の育成に努めてまいります。

学校教育行政の具体的施策として、規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進、個々の能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進、保護者・地域社会から信頼される学校づくりの推進、生命尊重の重視、学校・家庭・地域社会が連携して子どもを育てる環境づくりを推進してまいります。

これらのことを踏まえながら、児童生徒の実態に応じた、きめ細かな対応や子供一人一人の学力や体力等の確実な定着を図ります。

そのため「小中一貫教育」を、平成30年度から本格的に実施し、義務教育9年間で目指す姿を設定しまして、教職員の資質向上としての研修会の実施、さらに特別支援教



育支援員・学習支援員を活用し、個々の状況に応じた学力の定着に努めると共に、各小学校区における校区コミュニティ協議会との連携強化に努めます。

また、英語・漢字・算数・数学の「検定料助成事業」を実施して、児童生徒の学力向上・学習の意欲向上に役立てていきます。本年度も郷土史の学習を通し、心豊かな人間性を育むための「郷土検定」を実施すると共に、講師を配置し、主に英語、算数・数学の土曜講座（ひっくら塾）を実施いたします。

次に、学校における子供の安心安全を図るため、小中同時の防災訓練や出前授業、床張替え工事、さらには、無線LAN整備事業など環境整備にも取り組んでまいります。

生徒指導につきましては、「あいさつとありがとう・静かに聞く」を一事徹底事項として、児童生徒への定着を図っております。不登校、不登校傾向の児童生徒については、一人一人の実態を踏まえたスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置や児童相談所と連携し、総合的な相談体制の充実に取り組んでまいります。

また、いじめやネットトラブルなどの問題に的確に対処するために、これまで以上に学校教育・家庭教育・社会教育が互いに連携を深めながら、全力で取り組み、小・中の情報連携の強化による、魅力ある学校づくりと児童生徒の健全育成に努めてまいります。

学校給食事業につきましては、国が定めた学校給食摂取基準に照らし、地産地消の食材活用を視野に入れ、バランスの取れた献立を工夫すると共に、徹底した衛生管理のもと、平成28年度から実施している給食費補助事業を引き続き導入し、保護者負担の軽減を図りながら、安心・安全な学校給食が提供できるよう努めます。

以上のような推進をとおして、幅広い知識と教養を身につけ、自律し、生きる力を兼ね備えた、心豊かで心身共に健康な児童生徒の育成を目指してまいります。

最後に、社会教育・体育の振興、文化財の保存であります。

少子高齢化やグローバル化の進行など、急激に変貌する社会環境の中で、社会教育行政におきましては、地域や郷土のもつ良き伝統や豊かな教育的風土を生かし、心身共に健康で、平和で明るく、活力とうるおいに満ちた町づくりの推進が図られるよう、生涯学習・青少年の育成・文化財の保護・芸術スポーツ等の事業を展開いたします。

青少年教育は、「地域社会から育む」という観点から、家庭教育の機能充実をはじめ、豊かな感情や個性豊かで心身共にしなやかで、たくましい青少年育成に向け、家庭・学校・地域社会が一体となり、地域に根ざした青少年の主体的（自主的）活動を推進いたします。

また、校区コミュニティをはじめとする関係機関（子ども会育成会・PTA）等と連携を密にしながら、地域社会でのボランティア活動や自然体験活動の推進並びに青少年教育施設等の整備と利用促進に努め、ふるさとに誇りと愛着を持つ、青少年の育成に努めてまいります。

図書室につきましては、地域住民の身近にあって住民の多様な学習ニーズに対応した図書や資料を収集・整理・提供・保存する利用度の高い図書室づくりに努めます。

また、従来から実施しております乳児期を対象とした「ブックスタート事業」・学童期向けの「お話会」、児童生徒の「読書感想文コンクール」等を開催して、読書になれ親しむ環境づくりに努めてまいります。

文化財につきましては、古代・中世・近代と歴史の長い歩みの中で、本町には、国指定史跡「唐仁古墳群」をはじめ多くの文化財があり、学術的にも貴重な地域と考えられます。この遺産を未来に継承し、適切な保存・管理を行うと共に文化財の整備を進めてまいります。

伝統芸能活動につきましては、小学生・中学生を対象に毎月１回第３土曜日を「地域とふれあう日」と定め、伝統芸能継承活動や地域住民と一体となった奉仕活動に努めてまいります。

芸術文化活動につきましては、町文化祭や、ひがしくしらコンサート等の芸術・文化活動に触れる機会をふやし、町民の芸術文化に対する意識の高揚に努め、積極的に関係団体等を支援してまいります。

社会体育の振興につきましては、平成２９年度で体育館ＬＥＤ化やグラウンド周辺の整備等を実施しましたので、町民の皆様の積極的な利用促進と各種大会の開催を誘致すると共に、町民運動会や町内一周駅伝競走大会などを通して、体育協会やスポーツ推進委員との連携により町民の健康志向に広く応えてまいります。

教育・文化・芸術・体育・地域活動のバランスを大切に、心豊かな町民の暮らしの充実に向けた環境整備に今後とも努めてまいります。

以上、平成３０年度における町政運営にあたって述べてまいりました。

各施策の執行につきましては、財源の確保に努めながら、費用対効果を重視し、適正かつ有効な住民サービスを提供したいと考えております。

私の信条は「笑顔あふれるまちづくり」です。町民主体の活力に満ちた町政にしたいと思っておりますので、議会の皆様をはじめ、町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩したいと思います。

その後に、予算の説明を求めたいと思います。しばらく休憩します。

休 憩 午前１０時５６分

再開 午前１１時０７分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長に各予算について提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、議題となりました議案第１４号から議案第１９号までを一括して御説明申し上げます。

議案第14号 平成30年度東串良町一般会計予算について、御説明申し上げます。  
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億7,300万円とし、対前年度比で約1.4%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

次に、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるところであります。

次に、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるところであります。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は4億5,000万円と定めたところであります。

さらに、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第5条によるところであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第15号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,867万8,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところであります。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円といたしました。

また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,100万円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところであります。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円といたしました。

また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第17号 平成30年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ415万1,000円といたしました。

## 会 議 の 経 過

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところであります。よろしくお願いいたします。

次に、議案第18号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,656万4,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところであります。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第19号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,863万9,000円といたしました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところであります。

次に、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」によるところであります。

また、第3条地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借り入れの最高額は1億7,100万円といたしました。

さらに、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第4条によるところであります。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月16日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会 午前11時15分

平成30年第1回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 平成30年3月16日 午前10時00分
散 会 平成30年3月16日 午後 1時38分

出席議員（10人）

1番 児 玉 勇 治	2番 瀬戸山 譲一
3番 牧 原 完 治	4番 西 園 貞 美
5番 泊 重 巳	6番 前 田 隆
7番 上 園 ミ キ	8番 原 田 猛
9番 宮 地 利 雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 西 園 貞 美 5番 泊 重 巳

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	若 松 雄 一
副町長	畠 中 勇一郎	企画課長	中 島 孝 一
教育長	天 神 康 男	農業委員会事務局長	木佐貫 勝 志
会計管理者	田之頭 学	教育委員会管理課長	坪 山 勝
総務課長	江 口 勝 志	学校給食共同調理場所長	松 留 謙 一
経済課長	堀 口 利 弘	社会教育課長	薬 丸 淳 郎
福祉課長	津 曲 稔	総務課長補佐	瀬戸山 雅 樹
税務課長	児 玉 隆 男		
建設課長	甫 村 良 教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大 園 保 広 書 記 橋 口 正 博

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 8号 平成29年度東串良町一般会計補正予算(第8号)

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 8号 平成29年度東串良町一般会計補正予算(第8号)

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。  
順番に発言を許します。  
1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

おはようございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。  
まずは、災害が起こったとき、本町に災害時用備品と非常食等がどの場所にどれぐら  
い保有されているか、伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町では、役場庁舎防災倉庫を拠点といたしまして、防災資機材や非常食を約700食  
準備、備蓄しております。そのほか、下伊倉津波避難タワーに約70食備蓄しておりま  
す。それと池之原小学校、柏原小学校の防災倉庫には資機材は配置していますが、非常  
食については、役場防災倉庫から供給することとしております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

この数量に対して、どうお考えかお聞かせ願います。

議 長（田之畑）

町長。



町 長（宮 原）

お答えします。

津波災害発生時には、住居の倒壊や流出、ライフライン等の途絶等により食事の確保は困難な状況になり、一部ではその状況が長期化するおそれがあります。現在の備蓄量では、十分補えるものではありませんが、被災者や災害救助従事者の炊き出しや、そのほか、国、県の支援によりまして、緊急時は対応していきたいと考えております。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

私は、最低でも3日ぐらいの備えが必要じゃないかと思っております。食料品や水は、消費や賞味期限があって、いつ起こるかわからない災害に対して備えることは大変だと思います。備えあれば憂いなしという言葉もあります。先ほど町長が言われたとおり、池之原と柏原小学校には、災害用備品はあっても、非常食等の備えはありません。再度行政でも災害時用物品及び非常食等の設置場所、保有の見直しを検討する考えはないか、再度伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町では議員のおっしゃる最低でも3日分、できれば1週間分を目安に備蓄を行いましょうということで、平成23年度から非常用持ち出し袋を全戸配布し、自主防災活動を中心に、我が家の防災対策として推進しているところでございます。各学校の非常食につきましては、災害時において、給食などの配給ができない場合は、救給カレーの非常食を各学校や幼稚園に650食配備しております。今後の防災資機材につきましては、各防災拠点の見直しを含めて、非常食の確保についても、年次的に行っていきたいと考えております。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

3月10日に安留の防災センターが開所されました。ここには40トン水槽、私もちょっと見たんですが、飲料水もたくさん保有されておりました。水については、心配はないと思ったのですが、小学校に食料の準備が困難であれば、防災センターを活用して、ここにより多くの食料等の備蓄ができると思うんですが、今後、防災センターには、ど

## 会 議 の 経 過

のような災害用の備品や非常食等を設置する予定があれば伺います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今議員がおっしゃった防災センターにおいては、防災拠点や避難所としての整備しております。毛布や給湯室、シャワー設備、炊き出し用品、それと非常食約100食、それと今おっしゃいました飲料水、2リットル入りペットボトル6本の150ケースを整備しております。

また、災害時における救助活動といたしまして、救助資機材や投光器、発電機、救助用ボート、人員、資機材、搬送車を配備しております。

今後、各種訓練等を通して、施設の充実も図ってまいりたいと考えております。

議 長（田之畑）  
1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

ちょっと自分、ある町から資料をもらったんですけれども、ここで日本赤十字社から毛布等の物品の配布があったと聞いたんですが、本町には日本赤十字社からの救援物資はありますか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

社会福祉協議会において、このことは日本赤十字社からの救援物資、今おっしゃいました毛布、タオルケット、ブルーシート、非常袋等を保管し、火災や災害時に支給しております。

以上です。

議 長（田之畑）  
1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

防災センターには、畳部屋がありますので、今言われたような毛布等の準備が非常に大切だと思いますので、保有のほう、よろしくお願ひしたいところです。

3月10日の開所式のときに、講演があったんですが、7年前に発生した東日本大震災の話があって、30年以内に南海トラフの地震が発生する確率が70%から80%になったと聞きました。本町も3月11日、津波を想定した初めての夜間訓練が実施されました。避難所が4カ所設けてあり、私のところは柏原小学校でしたので、ほかの三つの避難の状況はわからないんですが、私が一番興味があったのが、町から配布されている銀色の非常持ち出し袋をどれぐらいの人が持ってくるのかなということでした。柏原小学校には、数名の方が持ってきていらっしゃいましたが、ほとんどの方が持ってきていらっしゃいませんでした。自分の命は、自分で守るという意識を持ってもらい、非常のときの持ち出し袋の中に、一人一人が水、食料品、その他の日用品を入れてくれば、行政のほうの災害時用物品、非常食等が軽減されるんじゃないかと思いました。訓練では、アンケートや人員の報告等もありました。ぜひ今回の反省点を生かして、次の訓練では、配布された非常用持ち出し袋の活用をしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今議員おっしゃいました講演が3月10日にあったわけですが、あのとき私も井村准教授にお尋ねしたんですよ、後で。そうしたら、非常用持ち出し袋はなかなか皆さんそれぞれどうでしょうかと言ったら、教授いわく、あれは本当はないほうがいいと言う。なぜですかと言ったら、逆にあれがあることによって、とりに帰ると、とりに帰った人たちが災害に遭っているという言葉をいただきまして、この間の夜間訓練でも訓練でさえ、持ってこられないわけですので、もし災害があったときはどうなのかなと思ったりして、そういう井村准教授の話をお互いに照らし合わせまして、本当にこれ、あったらいいにこしたことはないんですけども、常時、本当に玄関先に置いていて、訓練でも持ち出していく。それでいざというときには、必ずこれを持って出るという気持ちならいいんですけども、逆に外に出ていて、あの日持ち出し袋をとりに行った方が災害に遭っているということを聞いたものですから、それも一理あるなと思ひまして、あったらいいにこしたことはないと思うんですけども、そのことにおいてもまた。

それと、このたびの夜間避難訓練については、平成29年度整備いたしました津波避難施設の検証を踏まえまして、また夜間に地震が発生したことを想定しての初めての避難でありました。そこで発生したのが、出てきたのが、照明の不足や階段の上りおりなどのさまざまな意見をいただきました。非常持ち出し袋の活用については、平常時から準備し、災害時には携帯することが望ましいですけども、必ず地震が発生した場合には、まず逃げることを、これがまず大前提だろうと思います。命を守ることを避難訓練を通してお願いしております。

まず非常持ち出し袋は、備蓄を充実させる一方、避難の際は、負担になる場合もあり

ますので、自宅や避難所であくまでも救助が来るまでに不便なく過ごすためのものとして準備していただきたいと思います。

なお、その重要性については、各家庭でのストックが必要でありまして、自主防災会等の活動で、周知していきたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

町長がおっしゃったとおり、私は教授に反論するつもりはありませんが、津波が起こるまで30分の時間があります。持ち出しを自分が頭に入れておけば、そこ何分です。それを今言われたとおり、とりに帰ることはいけないことですが、被災地に行ったとき、懐中電灯、ラジオ、そういうのをちょっとでも入れておけば、私はためになると思いますので、反論ではなく、私の主張をちょっと述べさせてもらいたいと思います。

災害が発生したら、行政と自主防災組織が一体となり、町民一人一人が防災に対して、もっともっと意識の高揚を図り、災害が発生しても本町から一人の犠牲者も出さずに避難が必要となったときは、避難所でストレスがたまらない最低限の生活ができる体制をとられることを強く希望します。

引き続きまして、引き渡し訓練について質問をします。

本町小学校でも、火災、地震、津波、不審者を想定した避難訓練が実施されていると思いますが、児童生徒が在校中に地震、津波、大雨等の自然災害が発生し、火災、不審者の侵入、または近隣で事件を伴う事案が発生したときに、保護者を含めた引き渡し訓練の防災教育の状況は、どうなっているか伺います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

議員のお尋ねにお答えいたします。

現状についてですが、火災や地震等に対する避難訓練等につきましては、教育課程に位置づけられている学校行事として年4回程度実施しています。そのうち、3校合同で実施しているのが2回あります。平成29年度の例でいいますと、6月に引き渡し訓練、11月に地震、津波に対する訓練を実施しています。なお、前年度平成28年度は、両小学校6年生を中学校のほうに一緒に集めて、鹿児島大学の井村准教授、あるいはことしは別な気象関係の方ですが、そういう専門の方などに講話をしていただいております。ただ、幼稚園は毎月実施しております。

さらに、休み時間とか、放課後、そういう短い時間を利用した緊急地震速報などを利用したショート訓練もこれは3校数がちょっと違うんですが、合計3校合わせて11回

## 会 議 の 経 過

実施しています。また、引き渡し訓練につきましては、各学校と幼稚園での避難訓練等を終えた後、保護者に引き渡す形で訓練しています。ただし、幼稚園と3校合同ということで引き渡す時間は幼稚園が最初、そして次に小学校、最後にその足で中学校へ行けるように、保護者が行けるように引き渡す時間を少しずらして実施しています。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

保護者への連絡方法はどのようになっているか、伺います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

前もって各学校から、そのほかの行事等の連絡と同様に紙媒体による日時や内容等を連絡し、協力依頼をしています。また、当日は安心メールにより、学校へ来ていただく時間や注意事項、遵守事項などを再度連絡しています。また、安心メール登録をしていない家庭については、電話で確認をしているところです。

議 長（田之畑）

1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

自然災害や火災、不審者の侵入のほかに最近は新たに危機事象である北朝鮮弾道ミサイルにかかわるＪアラート発信時の避難も懸念される状態。学校の実態や新たな安全上の課題に即した実効性のより高い避難訓練の実施が要求されると思います。東日本大震災では、親が子供に引き渡してから、多くの犠牲者が出ました。私も7年前に東日本大震災の被災地を視察に行ったんですが、石巻の大川小学校、すごく犠牲者が出たところなんですが、あそこで私が思ったのは、ちょっと近くに小高い山があったんですけども、そこに逃げれば死者はちょっと少なかったのかなと思いました。それと、悪いことは重なるもので、その日にちょうど校長先生が出張でいなかったというのも聞きました。それで、あるこっちの学校で聞いたら、校長がいなくても教頭を中心として、そういう訓練はやってますよということで安心はしたところなんですが、最悪の場合をやっぱり想定しまして、そのとき、その場で何が一番安全なのかを判断できるような具体的な訓練をとり行ってもらうことを強く要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

議 長（田之畑）

次に、5 番 泊 重巳君の発言を許します。

5 番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

おはようございます。さきに通告いたしておりました平成30年度の施政方針について、町長に質問いたします。

町長は、3年目を迎え、笑顔あふれるまちづくりを信条に、「子供に夢を、若者にロマンを、お年寄りに愛を」をモットーに行政のかじ取り役として町の振興を図ってこられました。平成30年度は、町長の力量を発揮する年でございます。主な施策として、観光地の整備、防災施設の整備、農業生産対策の支援、子育て支援を掲げておられます。課題は多いですが、平成30年度の最重点政策は具体的に何を考えていらっしゃるか伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

施政方針の中で、観光地の整備、それと防災施設の整備、農業生産対策の支援、子育て支援等について力を注ぎたいと申し上げましたとおり、4点を重点的に行う計画でありますけれども、特にこれを最重点で進めますということではございません。

具体的に申し上げますと、初めに観光地の整備でございますけれども、施設の整備という面では、昨年度に引き続き、丸山公園の遊具、そして新たな事業といたしまして、ふれあいの森のキャンプ場管理棟の補修を計画しております。

景観維持のためには、柏原海岸沿いの松林の雑木除去を引き続き行いつつ、新たに海岸漂着物の撤去や、ビーチクリーナーの導入による砂浜の整備もあわせて行う予定でございます。

またソフト面の対策といたしまして、昨年度完成いたしました相撲場の落成式及び柏原大相撲に対しまして、助成を行いたいと考えております。

防災施設の整備につきましては、年次的に防火水槽の設置及び消防車の購入を行っておりますけれども、今年度は、柏原分団タンク車の更新でございます。FRP防火水槽3基の設置も予定しております。また、今年度は、11月に本町で緊急消防援助隊九州ブロックの合同訓練が開催されますので、これを契機に、町民の皆様の防災に対する危機意識の高揚を目指したいと考えております。

農業生産対策の支援といたしまして、国庫補助事業や県単補助事業等を継続して取り組むとともに、町単独補助事業といたしまして、農業生産対策事業について、2,000万円を予算計上し、天敵導入や機械等に対する助成を行う計画でございます。

最後に、子育て支援に関することでございますが、給食費の補助を継続するとともに、小中学校や幼稚園の施設、老朽化に伴う保守等を計画し、児童生徒の教育環境の整備を行うとともに子育て世帯の負担を少しでも軽減するために、乳幼児子ども医療費助成を

高校卒業まで行うことを維持する計画でございます。

以上、申し上げました政策を重点的に行うものでございます。

議 長（田之畑）

5 番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

ただいま町長のほうから4点の重点政策を述べていただきました。観光地の整備も大変大事なことでございますが、この観光地の整備については、多額の経費も必要でございます。経済的効果も十分考慮していただいた上で、整備のほうの充実も図っていただきたいと思います。

私は、平成30年度の町長の施政方針には掲げてございませんが、大きな課題として、小中学校のエアコンの設置ではないかと思うところでございます。大崎町が本年度に全小中学校の普通教室にエアコンを環境省の地方公共団体、カーボンマネジメント強化事業、補助率3分の2の活用をし、設置される計画でございます。本町においても、昨年、同僚議員から一般質問、予算審議において要望がございましたが、本年度は、エアコン設置の計画はないかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

昨年度もお答えしたわけですが、この計画については、一応エアコンはつけるという前提のもとでございます。ちょっとそこで予算の補助事業の関係がございましたので、そのことについて総務課長を通じて、ちょっと説明します。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今町長のほうから予算関係についてでございますが、町長が申しましたとおり、重要性も町長も認識しておりまして、早く事業を実施せよというようなこともあるわけですが、いかんせん、国庫補助事業を使う関係もございまして、今申請中でございます。申請をいたしまして、交付決定等々ありましたときには、速やかに事業を執行したいと思いますし、また議会議員の皆様のご協力をいただきながら、予算のほうの可決もよろしく願いたいというふうに考えておりますので、あえてまだ時期的にはわからなかった状況でございまして、施政方針にはちょっと掲げるのを差し控えさせていただいたところでございました。

以上です。

議 長（田之畑）

5 番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

ただいま申請中であるという答弁でございます。補助金が採択になるかどうかは、今の時期にはまだわからないわけでございます。平成30年度で、計画されていられれば、施政方針に載せるべきだと思うところでございます。大崎町が申請している補助金の補助率は、3分の2でございます。本町が申請している補助率は3分の1でございますので、再度補助事業を検討していただき、有利な補助金を活用し、採択に向けて御努力願います。

次に、全国和牛能力共進会への取り組みについて質問いたします。

昨年の全国和牛能力共進会に、本町から5頭出品され、鹿児島県が日本一の好成績をおさめられました。出品者だけの名誉だけではなく、鹿児島県和牛農家の名誉でもございます。その効果もあり、現在、和牛の価格が大変高い価格で取引されております。昨年の共進会においても、3年前から準備されていたようでございます。5年後は鹿児島県で開催されます。日本一になるには、県、農協、町、農家が一体とならなければ不可能なことでございます。町としてどのような施策を考えているかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員お尋ねのとおり、昨年宮城県仙台市で行われました全国和牛能力共進会には、鹿児島県で29頭の牛が出品される中、本町から5頭、出品する快挙をなし遂げました。

全国大会でも本町出品牛が優秀な成績を上げまして、鹿児島県が総合優勝するという大きな原動力となりました。私といたしましても誇らしい限りでございました。また、町内生産牛の飼養農家につきましても、改めて優良雌牛の導入と飼養に注目し、意欲がさらに高まったことだろうと感じております。そういう中で、2022年には、鹿児島県霧島市で第12回全国和牛能力共進会が開催される運びとなっております。つきましては、鹿児島黒牛の評価をさらに上げ、高値、安定的に取引していただくためにも、引き続き総合優勝し、日本一の称号を勝ちとる必要があります。そのために、鹿児島県は、平成29年度により第12回全国和牛能力共進会出品対策事業といたしまして、優良牛の導入、保留に対しまして、1頭当たり5万円の補助を交付することにしております。本町では5頭が対象となります。本町でもJAと協力いたしまして、東串良町優良家畜保留事業による優良雌牛導入保留補助を1頭当たり10万円交付を引き続き実施しますとともに、平成30年度からは、前回大会で高評価を受けましたなかはら系統牛の系統



造成が見込める優良雌牛導入保留補助1頭当たり5万円を交付いたします。今後とも優良雌牛の導入を推進し、全共対策も含め、町内生産牛飼養農家の基盤安定対策といたしまして実施する予定でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

ただいま町長の答弁で、2022年に向けて、県、町がいろいろ取り組んでいらっしゃるということで大変ありがたいことでございます。東串良町は、農業は基幹産業でございます。ピーマン、キュウリは県のブランド指定を受けて確立しておりますが、今後は、和牛の銘柄確立になお一層取り組んでいただきますよう要請いたします。

次に、東串良町の小学校、中学校のいじめ・不登校状況について、教育長に質問いたします。

昨年10月27日の南日本新聞に、いじめ・不登校の記事が掲載されておりました。文部科学省は、全国の小中高校の特別支援学校を対象に、2016年度問題行動不登校調査を公表し、前年度より小学校で1.5倍急増しております。また鹿児島県教育委員会の公立学校の児童生徒問題行動調査では、小中高校全体では、いじめ・不登校は減っておりますが、小学校はふえております。本町の小学校、中学校のいじめ・不登校の状況はどうかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お尋ねにお答えいたします。

現状ですが、まずいじめについてお答えしますが、議員の御指摘のとおり、平成29年12月に文科省から発表されました平成28年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、特に小学校でふえています。その理由の一つは、平成28年度は、けんかやふざけ合い、暴力等があっても背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、認知を行うことを新たに追加されたと、こういうのがあってふえたというふうな、これが大きな要因でないかと予想しております。本町の場合も、小さなことでも怪しいのは全部上げてくださいとお願ひしましたので、その前に比べて、かなり多くなりまして、学校によって、ちょっと差はありますが、全部で31件でした。ただ、実際は子供同士のささいなトラブルであつたり、兄弟げんかみたいなものであつたり、すぐに仲直りできるようなものが多くて、学校によっては、判断の基準が異なっていたということが大きな要因と考えられまして、平成29年度は、小中一貫教育の一環として、生徒指導担当者会議等で話し合いをしてもらひまして、ある程

度の基準も3校で確認できたと、こういうふうに思います。もちろん子供同士のたわいもないことであっても、その背景にいじめと思えるものがあるものは数に入れるようにしております。今現在で、報告があったのは、本年度3件ということで、いずれもその問題、そのものは解消されていると捉えております。

以上です。

議 長（田之畑）

5 番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

いじめの認知の状況もいろいろ多少あるわけですがけれども、先ほど31件とおっしゃったのですかね、それだけのいじめがあるということなんですけれども、いじめの調査はどのような方法でしていращやるのかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

いじめの調査ですが、各学校ともほぼ同じ形式方法でやっております。池之原小学校ですが、5月、7月、10月、2月の4回、柏原小学校が4月、6月、9月、11月、1月の5回、中学校が4月、5月、9月、10月、2月の5回アンケートを実施し、そのうちでそれぞれ4回、3回、2回は無記名で実施しています。さらにいじめ等の把握を目的とした児童生徒の個別の教育相談を年4回、中学校は3回実施して対応しています。また、早期発見に向けた取り組みとしては、毎日担任と生徒間でやりとりしている生活ノート、または日記で確認しています。そして保護者に対しては、情報収集の機会として、教育相談、または家庭訪問を実施しているところです。

議 長（田之畑）

5 番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

いじめの調査につきましては、鹿児島県は、他県に先駆けて統一様式のアンケートにより聞き取りを続けており、早期発見、早期対応により未然防止につながっているというような記事がございました。先生、また両親に口頭で話すことは大変な勇気が要るわけでございます。また、いじめられるのではないかという不安もございます。県の統一したアンケートだけではなくて、今おっしゃいました東串良町の小中学校の独自にまたアンケートも調査していただきたいと思います。

また、今、不登校の対応策につきましても、スクールソーシャルワーカー等をお願いして、相談をしていただきたい。できるだけいじめ、不登校がないような体制にしてい

ただきたいと思います。

それといじめによって、不登校をされる児童生徒がいらっしゃるかどうかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

対応策まで先ほどは言っていなかったんですが、その辺も少しあわせて今の質問、不登校ですね、そっちとの関連を話したいと思いますが、よろしいですか。

まず、先ほどのいじめの続きとして対応策ですが、今、指摘があったように、最終的には、ＳＣ、ＳＳＷ、スクールカウンセラーとか、ソーシャルワーカーと連携をとってということになりますが、その前段階としては、先ほど申しあげました調査以外で、職員の生徒指導事例会の情報交換、あるいは共通理解をしながら、日常的には、子供たちの表情、持ち物、言葉遣い等の観察、それから放課後の教室の見回り、あるいは落書きとか、掲示物の確認、そういう具体的なことをしておりまして、いじめを考える週間を設けたり、月１回のいじめを考える授業の実施とか、あるいは道徳の授業や学級活動の実施、全校朝礼での講話、標語やポスターの募集などいろんな形を通して啓発に取り組んでいるということです。

また、問題が何か生じた場合は、関係児童生徒にすぐ事情を聞き、あるいはその実情に応じては指導し、あるいは家庭訪問し、保護者にも説明、理解を得て、先ほど言いましたスクールカウンセラーとか、あるいはソーシャルワーカーとも連携をとりながら情報の共有化を図っているということです。

そこで不登校のことなんですが、現状ですけれども、先ほどいじめのところで申し上げた、その調査では、不登校が１．４％程度ふえているというようなのがありますが、本町の現状を言いますと今、小学校のほうで４名、中学校で３名です。その理由につきましても、それぞれですが、学校での友達関係や就学関係の不適応、それから生活習慣の確立が十分でない、そのようなもの。あるいはまた、個々の理由は本当にさまざまで、長期化することで、その理由もだんだんわからなくなるというか、変化している状況もあります。そして、その調査ですが、毎月生徒指導月例報告という形で報告してもらいまして、いじめやその他の問題も含めまして、紙媒体で報告してもらって、定例の毎月あります教育委員会のほうでも報告をしておるところです。

なお、その対応策ですが、電話連絡、家庭訪問の形で保護者との連携をとって、子供の状況に応じて対応します。子供によっては、先ほどのいじめと同じようにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、あるいはまた、先ほどのいじめとはちょっとまた違ひまして、関係の専門機関の先生方と保護者の面談を設定したり、学校としてケース会議を開いたりして解決策を話し合ったりしています。ただ、不登校は、これはちょっと私の個人的な意見も入っているんですが、考えも。不登校が１００人おれば１００通りの理由があると思っております。本人が実はこういうわけで学校に行けないん

ですと、そういうふういきちつと言えるようなのは、これは不登校ではないなと、そういうふうな考え方をしております。それぐらい一人一人違うというわけで、なかなか全面解決は難しいなと思います。それからそういうふうな子供たち自身が何かのきっかけで、自分の足で立ってみようかなと、ちょっと自分で歩いてみようかなと思ってくれる、そういうタイミングを教師であれ、保護者であれ、見失わないように、保護者と協力して、本当に気長にやっていくしかないのではないかなと、こういうふうに思っているところです。

その関連性ですが、一般的には、やはりいじめがきっかけで不登校になる場合もあると思います。ただ、本町の例では、今のところは、先ほども理由を申し上げましたが、直接的な関連性はないものと考えています。万一、そのような事例が予想される場合は、学校、家庭関連の専門機関等と協力して早急に対応していきたいと、こういうふうに思っているところです。

なお、補足ですが、いじめ防止等の取り組みをさらに充実するために、鹿児島県いじめ防止基本方針の改定等を踏まえて、東串良町いじめ防止基本方針を改定して、各学校のほうに配ったりしているところです。こういう冊子というんですか、つくって、一応今までの分を改訂してといいますか、それがこういう冊子ですけれども配布しております。

以上です。

議 長（田之畑）

5 番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

小学校が4名、中学校が3名ということで理由はまだはっきりしていないということでございます。小学校、中学校の児童生徒は大変難しい年齢でもございますので、専門家と一緒に対応策を十分検討していただきまして、東串良町の小中学校の児童生徒はいつも笑顔で、勉学に励む環境づくりになお一層努めていただきますようお願いし、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、引き続き、2番 瀬戸山譲一君の発言を許します。

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

では、通告に従って、まずエネルギー問題から質問をさせていただきます。

何年か前でしたけれども、奥園町政時代に、ここで一般質問のときに、傍聴に来たときに、現町長であられる宮原町長が自然再生エネルギーについて、町長に一般質問をされて、つまりその自然再生エネルギーを促すように、一般質問をされたわけですがけれども、今、町長の気持ちの中で自然再生エネルギーの取り組みに対する認識はいかなかも

のか、まずちょっとお伺いしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

当時、私議員でしたけれども、私、当時言っていたのは、自然再生エネルギー、結局太陽光発電についてのことでした、あのころについては。当時、ちょうど県のほうも補助をつけ、それで我が町も補助をつけたという状況で、何かそういうのをもっと広められないかということで一般質問をした当時でございました。

議 長（田之畑）

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

それで、この一般質問の場で、エネルギー問題について、また質問をするのは2回目なんですけれども、2回目ということは、どういうことかといいますと、自分にとっては、やはり地方の自立に伴ってエネルギー政策、エネルギーの自立というのは、すごく大事なことかなと思って、きょうもここで質問をさせていただいているわけで、先月早稲田大学でありました、再生地方の自立におけるエネルギー問題というところを講義を受けてきて、きょうの一般質問になっているわけなんですけれども、だからこのエネルギー、つまり自然再生エネルギーの確立について一つの事例として、きょう今、一般通告の中にもありますけれども、パイプラインの件で質問をするわけなんですけれども、こういう一つの事例に伴って、大学との連携を今から質問をさせていただきますけれどもという形で進めていきますが、まず、今、この一般質問にありますけれども、今、お米をつくったり、それから飼料稲、WCSを東串良は今、水田では基幹作物としてやっているわけでございますけれども、やはりその中で、やはり水利費を安くできないかとか、いろいろよく耳にいたします。それといつも言われることなんですけれども、もしあの排水機場は、もし停電したときは、ディーゼル発電機があつて、災害防止のために稼働できるんですけれども、もし停電のとき、パイプラインにそういう非常時の電源とかあるんですかということを知ると、全くないということですね。それでもそういう事態が、不測の事態が起きたときに、停電になったときに、パイプラインの水が供給できなければ、もう稲なんかは1週間来なければアウトになってしまうんですけれども、その2点ですね、水利費を安くすることと、それから停電時のそういう非常時の体制に対応できる体制のために水路に水車発電をつけて、起電して、それに功をするような形の対策をとれていないのかなというところなんですけれども、一つの案というか、提案なんですけれども、町長、こういう提案に対しては、いかがお考えですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

この水利の関係で、この水利の管理、それと水路の管理を含む農業水利施設については、この維持管理については、土地改良区が行っておりまして、そことまた協議をしなければならぬだろうと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

この件で土地改良区の方ともちょこっとお話をしたんですけれども、そういうことができれば、本当に私自身もすぐ先進地研修という形で行かせていただきたいんだけどねという話を聞いたんですけれども、だからそういう展開がこれから本当に望まれるのではないかというところです。そういう形で、これからそういう町民の皆様との意見も含めて、こういうテーマがこれから盛り上がってくるんだということをみんなで認識し合っていかなければいけないというところで、その方法論になるんですけれども、だから、その早稲田大学としては、そういう学生さんたちが組織している研究チームがあって、そういう自然再生エネルギーの取り組みとか、そういうことに関しては、すぐ自分たちはコンサルタントなんかを頼むより安くて、学生さんのそういう勉強のためにもそういうことをさせていただければなという一つのビジネスですかね、そういう話もあったわけなんですけれども、それで長野県なんかこういう自然再生エネルギーの取り組みについては、すごく先行しているんですけれども、やはり長野県の例を見ても、こういう早稲田大学の学生さんたち、そして研究グループの人たちと組んで、自然再生エネルギーについては、例えばインターネットとか見てくだされば、あるいは農業新聞なんかにもよく出ていますけれども、そういう取り組みをやっているらしいです。だから、そこを含めて、今この水利、水のエネルギーの問題について述べましたけれども、これから先、町のいろんな諸問題の解決とか、イベントとか、いろんなことを考えたときに、例えば肝付町だって電力会社がここに書いてますけれども、興しましたけれども、九州大学と連携しているわけで、その他、肝付町はイベントの参画にも鹿児島大学とも提携しておりますけれども、そういうことを含めて、東串良もいろんな場面、部門において、大学生とマッチングすることで、町自体の盛り上がりを期待できるものなんじゃないかなと思うんですけれども、大学との連携をいかにお考えか町長、お願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

まず最初のこの水に対する水路、3面水路ですか、これについてちょっとお答えしたいと思っております。

議員お尋ねの3面水路の水車型発電設置につきましては、現在、揚水機場のポンプ運転等に必要な電力を水車型発電機で補うためには、概算で林田土地改良区が国から許可をいただいている、許可水量の最大で50倍を超える水量が必要となります。また地形的にも水路に落差がないことから発電機設置は現実的には厳しい条件でございます。東日本大震災以降、注視されています再生可能エネルギー導入事業についても平成25年に鹿児島県が実施した調査によりますと、本町は平たんな地形であることから、水利を利用した再生可能エネルギー導入事業には適さない結果となっているところでございます。お隣の肝付町みたいに山があって、ああいう水量があるところなら大丈夫だろうと思っておりますけれども、このようなことから水車型発電機の設置は厳しいと思われませんが、水利費を安くあげることや停電時の対応は大事な問題ですので、また林田土地改良区や関係機関とまた連携しながら検討していきたいと考えております。

議員のおっしゃいました大学との今現在、確かに肝付町におきましても、平成25年1月5日に大隅半島スマートエネルギー株式会社が肝付町と九州スマートコミュニティの協働で設立されております。再生可能エネルギーの重要性は承知しておりますけれども、現時点におきまして、大学等との連携を図っての取り組みは今のところ考えておりませんので、了解いただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

2番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

ちょっと言葉足らずであったかもしれませんが、一つの事例として、エネルギー問題で大学との連携ということを申し上げましたけれども、先ほどの語尾にもありましたけれども、だから、このエネルギー問題に限らず、イベントとか、いろんな諸問題の解決というところで、大学との連携もこれからすごく必要なことかと思っておりますので、よろしくお願いします。この件については、終わります。

次のまたこれも2回目になります、キャッチボールの件ですけれども、町長、今回、自分たちが先々月、1月31日、議会として先進地研修として、東市来にある江口蓬萊館、結構有名なところですが、そこに行って、教育産業の部門の方々と一緒に自分たちも行かせていただいて、どういう形で村おこし、まちおこしをしているかというところを勉強に行ったわけですが、それについて、委員会調査報告書というのをこんなふうにつくっていますよね。そして自分も早稲田大学に行ったときの自主調査等報告書というのをつくって事務局の方々につくっていただいているんですけれども、町長これを見ていただけましたか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

はい、一応読ませていただきました。

議 長（田之畑）

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

だから、キャッチボールと前からも、以前も申し上げておりますけれども、自分としては、こういうふうな皆さんの御意見、政策提言に関して、やはりやりとりをしていかないといけないということを前回も申し上げたわけですが、町長この報告を読んで、自分なりにどういうふうに議論して、どういうふうな議論の盛り上がりをつくっていかうかという、何かそこまでは考えてはいらっしゃいませんか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

その内容を見ましたけれども、やっぱり私ども、そしてこの間もでしたけれども、大崎町漁協と、我がまち東串良町、柏原漁協との懇親会がございました。もちろん戸柱神社の大漁祈願祭もあったんですが、そういう中で、いろいろ出ていることは、食べる場所が欲しいとか、何とか出てくるんです。ただ、うちも同じ考えだったんですけれども、ちょうど大崎町の東條副町長もおっしゃいました。あくまでも地元が燃えなくちゃ何をやってもだめなんだ。まず地元で火をつけてほしい。もし議員がおっしゃるとおり、自分たちがまずやって、足りないところを行政にお願いするくらいならやりやすい、でも地元が燃えないものを行政だけがどんどん進めていっても、箱はつくったけれども、中身は火がつかないんじゃ何にもならないという、まず議員にもお願いはあるんですが、まずお願いがありますけれども、やっぱり地元で火をつけてほしい、それも一つの役割だろうと思っておりますので、ただ行政がやるのは、簡単ですけれどもなかなか、そういうのを地元がもっと燃えてもらわないことには、何もし得ないだろうと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）



町長、今、その個別の事案を言ったのは、事例として言ったんですけれども、きょうの趣旨はキャッチボールということを書いてますので、だからこの件に関して、だから町長なりが、あるいは執行部の皆さん方がこの件についていろいろ討議をしてくださったのか、議論してくださったのかということをお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、議員のおっしゃったキャッチボールについてですが、私自身も、議員時代にそのような研修等を参加させていただきまして、見識を高めまして、さまざまな政策等について学んだことを覚えておりますけれども、議員の皆様が行った調査報告や先進地研修に行かれた際のレポートについては、目を通しております。執行部においては、私に限らず、職員についてもそれぞれの職務の中で研修等に参加して得た知識の中から、取捨選択し、立案を行っております。議会と執行部と立場は違いますけれども、町民の皆様のために力を尽くすということは、同じだと思いますので、皆様方からいただいたレポートや調査報告書の中で見習うべき事業などがあれば、当然のことながら参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 瀬戸山譲一君。

2 番（瀬戸山）

前回の件の引き続きになるわけですが、だからキャッチボールって、もう2回目なんですけれども、要するに自分たちは投げたわけですが、今度は返してください、そういう場がないなということを前回言わせていただいたわけですが、今回も具体的にこの話を進める形の上では、そういう場をもていかないと政策がやっぱり完結できない。自分たちも議員をやらせていただいている、そういうまちのお金を使わせていただいて先進地を研修して、こういうことをやるわけですが、そこでやっぱり議論がない、あるいはそういう論議もされないとなれば、結局は意味がないんじゃないかなと。自分なんか議員をやらせていただいているいろいろな採決の可否については、議員としての立場の仕事もあるわけですが、そういうふうな形をこれから持っていないと、ただ一方通行で自分たちが政策提言しても、じゃあ何がどういうふうに完結して、町政に反映されているのかということが正直まだわからない部分が多いと思います。これからはそういう場を設けて、いろんな委員会なりで、これはだから認識論になってしまうわけですが、やっぱり執行部の皆様方と我々と、そういう

## 会 議 の 経 過

場を本当に議論熱く、催せる、そういう場をつくっていかなければいけないと思いますけれども、その辺、町長、よろしくお願いします。

以上です。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩をします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時13分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 西園貞美君の発言を許します。

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

それでは、通告していましたので、質問したいと思います。

簡単明瞭な答弁を期待したいと思います。

まず、第5次定住促進貸付用地についてでございますが、今までの貸付用地の状況について尋ねます。

46区画のうち、今貸し付けが何区画終わっているのか、お尋ねしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今現在、平成30年3月15日木曜日現在、46区画中11区画が契約済みとなっております。うち、にぎやかタウン雪山地区の住民の方々との契約は3区画となっております。また、近日中に2件の契約の予定となっております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

貸し付けが46区画のうち、今11区画が貸し付け済みであるということですが、思うように貸し付けがいつていないと思うんですけれども、原因は、町長、何だと思いま

すか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

原因については、今のところ私としては、探しておりませんが、結局3年を一応めどにして考えておりますので、今1年がちょっと過ぎたところです。でないと住民の方々も結局町外からの方々を受け入れるという感じですので、それぞれが転勤とかいろいろな条件も重なったときとか、そういうときがおいでなるであろうと思っておりますので、そういう形で今考えております。

議 長（田之畑）  
4 番 西園貞美君。

4 番（西 園）  
町長、貸し付けをする努力、あるいは宣伝ですね、どういう方法で行いましたか。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）  
宣伝等につきましては、南…。

4 番（西 園）  
私は町長に聞きました。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
詳細について、企画課長を通じて説明をさせますので、いいですか。

4 番（西 園）  
私は町長に聞きました。課長には、また聞く機会がありますから、町長にお伺いします。

町 長（宮 原）  
一応宣伝については、一定の水準で住宅の建築需要というものは、一定の水準で推

移していくものと考えております。現在の状況は、そうした一定の需要に応じているものと思いますけれども、この事業につきましては、資料請求、契約等に関する具体的な相談も定期的に受け付けております。現在、契約手続中の案件もございます。そうした中で、この定住に対してのパンフレットも配布しております。これは皆さんが一応見ていただかないことには、それはわからないことですが、とにかく補助事業もつけておるということは、建築需要において、コンスタントに契約数がだんだんふえてくるだろうと思っております。これを緊急に一つの財産ですので、さあ、つくろうかと、そういうわけにはいかないだろうと思っておりますので、ちょっと長期的に目線を広げていただいて、見ていただいたらありがたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 西園貞美君。

4 番（西 園）

3年間に46区画の貸し付けを行うという計画ですけれども、やっぱり1年目、2年目は、町長、頑張らんと、なかなか私は伸びないと思うんですよね。ですから、もうちょっと宣伝なり努力をしていただきたいと思います。

2番目の今後の見通しと対策についてですけれども、5次の定住促進事業がうまくいかなかったら、このほかにはないんじゃないかと思うんですよね、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

せっかくこうして事業として始めたわけですので、定住貸付事業をそもそも他市町村から移住を目的とし、人口減少に歯どめをかけるための政策でございますので、募集をかけてまだ1年ですので、もう少し長いスパンで取り組むべきじゃないかなと思っております。急にいったって、なかなか、はい、つくりますとかいうことはなかなかできないだろうと思っておりますので、そしてつくる側がそのときのタイミングだろうと思うんですよ。そういうことで御理解いただきたいと思います。

議 長（田之畑）

4 番 西園貞美君。

4 番（西 園）

町長、随分のんきなことを言ってますが、最初にきばらんと、なかなか後には追いつけないですよ。それが完了したら、まだ6次、7次とつくる考えなんですか。

また、柏原地区はどうなっていますか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
今おっしゃいました、第7次、8次というのは、今のところ考えておりませんが、今おっしゃいました柏原地区についても考えておりまして、こっちのほうが終わった時点で柏原地区を考えていきたいと考えております。  
以上です。

議 長（田之畑）  
4番 西園貞美君。

4 番（西 園）  
柏原地区も非常に人口が少なくなって、小学校のほうもおぼつかない状況でございますけれども、ぜひとも取り組んでいただきたいと。この事業は多額の金をかけて、造成をしております。もう少し真剣に取り組んでいただきたいと思います。  
それからふるさと納税についてでございますけれども、平成29年度の収納額について、今現在でいいですけれども、尋ねたいと思います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。  
議員お尋ねのこの平成29年度の収納額、最終的には約3億6,000万円を見込んでおります。  
以上です。

議 長（田之畑）  
4番 西園貞美君。

4 番（西 園）  
ことしの目標が6億円でございまして、修正が1億5,000万円ございまして、4億5,000万円の修正がされましたよね。これを3億6,000万円ですか、町長。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

ふるさと納税というのは、皆様からいただく真心です。ただ言ったからといって集まるものじゃないですよ。それだけは御理解いただきたいと思います。

それで、昨年、やっぱり100万円とかの単位でくださる方もいらっしゃいます。これは本当にありがたいことです。自分がやっぱりトップセールスに行って、ふるさと納税を宣伝させていただいています。そういったときは、どうしてもせっかく町長がわざわざ来たんだということでもいただきます。本当これはうれしい限りです。真心です。だからふるさと納税をくれ、くれと言ったって、これは皆さん、そう簡単にいただくもんじゃないと思っております。だから今までいただいた方々に対しては、感謝感謝でしかございません。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 西園貞美君。

4 番（西 園）

平成29年度の目標は、6億円とってますよね、町長。これを修正されて4億5,000万円じゃなかったですか。今、町長がおっしゃいましたけれども、これは真心だと。わかっています、これは。どこの町も、どこの市もこれだろうと思います。でも、後から申しますけれども、隣で10億円、20億円も集めて、我が町はできない。条件は一緒ですよ。考えは、町長、バックギアに入れたら、どこまでもバックギアになりますよ、前向きで攻めない。達成できなかった原因は、町長何だと思いませんか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

昨年度、9月直前までの寄附がちょうど毎月ごとの対前年比で2倍から4倍に伸びていたんですけども、返礼品の事業者や委託業者への支払い額を確保しておくことためにも9月補正にて大幅に増額したところでございました。これが一応ふやした理由でございます。

議 長（田之畑）

4 番 西園貞美君。

4 番（西 園）

町長、倍数じゃないですよ、額ですよ額、金額ですよ。いつも町長は言え、どこの県内で何番とか言いますけれども、これは何番という番号じゃないです、金額です。ですから、金額を集める努力をしていただきたいと。

平成28年9月議会で、町長は、大崎町に職員を勉強にやったと。あそこは職員がやってなくて、企業がやっていると。企業がやっているのを取り組みができるという回答でございましたが、全く反対で、大崎町の場合は担当職員が一生懸命頑張っております。うちの町も頑張っていますよ。それを一生懸命頑張っているんですけども、その方法を私は勉強に行ったらいいんじゃないかということを申し上げましたが、実はその後に共済組合の全国版の新聞に、その年の11月ごろの新聞でしたけれども、大崎町の担当者が一面に載っておりまして、その頑張りを、ふるさと納税に対する熱意、その担当者の思いが載っておりまして。非常にやる気があって、前向きに取り組んでいる、その姿ですよ。あれを見て感動しました。私も電話をしました。あの姿を見たら、もうちょっと我がまちも頑張っているんじゃないかと思ったところです。本当に町長、大崎町に職員を勉強にやりましたか、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

そのことについて、企画課長を通じてちょっと説明させます。

一応電話等で連絡しております企画課のほうで。

4 番（西 園）

町長、前もって、私は通告しているんですよ。ですから。

町 長（宮 原）

はい、わかりました。ですから、企画課のほうで電話連絡しまして、今連絡をとってやっております。

以上です。

議 長（田之畑）

答弁が足りないって。町長。

町 長（宮 原）

さっき答えたとおりでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

町長、勉強にやって、まずまねしたらいいんですよ、まねしたらできるんですよ。ことしも聞いたら23億円だそうです、大崎町は。隣町の志布志は、30億円だそうです。どう思いますか、この金額は。ならば、我がまちはできないんだろうかといつも思うんですけども、担当も頑張っていると思うんですよ。やはり町長が旗を上げて考えやら、その方向性を導いていただきたいと思います。原因は、いろいろあると思うんですけども、町長もうちょっと頑張って、やる気を出してやっていただきたいと思います。何かするたびに、町長は財源が、財源がと言いますよね。学校のクーラー設置もそうでした。財源がないということでございました。財源は、幾らでもあるんですよ。ふるさと納税があるんですよ。一生懸命集めれば、できます。それを実行させるのが町長あんたの仕事じゃないでしょうか。いつもトップセールス、トップセールスと町長は口癖のように言っておりますが、トップセールスができておれば、さっき言いましたけれども真心、その真心ですよ。もっと実績として数字が上がってくると思います。どうですか、トップセールスを本当に熱心にやっていますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本当に真面目にやっております。今度録音とってきましようかね、ほんなら。そういう形でトップセールスは本当に頑張っております。同行する課長にも言うんですよ。別に行くところはないかとか、行くところがあれば行くぞと、それだけは自分で自負して言えることでございます。そういう方々がまた今先ほど答えましたけれども、大きな金額としてふるさと納税をいただいております。本当これだけは感謝を申し上げたいと思っております。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

頑張っている気持ちはわかります、町長。でも、仕事は数字ですよ。数字に出てちゃんと頑張っているかいないんですよ。数字が上がるように努力してください。それから今後の対策と次年度目標についてですが、お尋ねしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。



町 長（宮 原）

お答えします。

また次年度の目標といたしましては、6億円にはほど遠いんですけれども、一応3億7,000万円を目標としております。ふるさと納税は返礼品による事業者自体への経済効果及び特産品PRが期待できるところでございますけれども経費を差し引いた残額を基金として積むことが財源確保となっております。住民サービスにも活用できるわけなんですけれども、しかしながら返礼品事業者の中には、対応できる返礼品の数量、種類に限界がある事業者が多く、寄附金の増大に事業者の対応が追いつかないことも考慮しなければならないと考えております。また今現在、ウナギの採捕量が激減しているため、現状として大幅な増額は見込めない状況でございます。ウナギ以外の事業者についても、返礼品をより魅力的にPRできるよう、2月に改めて量とか、見せ方ともに検討、調整を始めているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

町長、何度も言いますけれども、最初はまねをしてくださいよ。まねをしたら、その集めるコツがわかると思います。目標を、ことしの実績が4億5,000万円に修正されましたけれども、また次年度も下げられまして、3億7,000万円。やはり目標を下げたら、やる気は出んですよ。目標は常に前向きに上げて、それを達成する努力が必要なんです。そういう意味で、町長も一生懸命、それを考え、実行させる町長の姿勢、それを職員にも教えてください。そして大崎町にももう1回、そのノウハウを勉強しにやってください。よろしく願いしておきまして、これで私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

ここでしばらく休憩いたします。

|       |   |          |
|-------|---|----------|
| 休     | 憩 | 午前11時31分 |
| <hr/> |   |          |
| 再     | 開 | 午後 0時58分 |

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番 宮地利雄君の発言を許します。

9 番 宮地利雄君。

9 番 (宮 地)

それでは、通告に基づいて、質問をいたします。

まず、定住促進の第5次募集についての応募状況については、既に同僚議員に対する当局の答弁で、現在46区画のうち、11区画が決まっていると。あと二、三の申し込みについて検討しているということでした。これまでの状況を見てみますと、ほぼ1年以内に、全部埋まってきたのではないかと思います。今回はなかなか推進がおくれているような感じがいたします。以前、私も取り上げてきましたが、例えば付随した公共施設をあの中につくるとか、コミュニティセンターなど工夫と戦略が私は必要なんじゃないかと。ただ、手をこまねいてというか、待っているというだけでは行政としての能がないのではないかというふうには思うんですが、応募状況については、聞きましたので答弁は要りませんが、次に、私のところに寄せられた声としては、一定の割合を例えば46区画あるのであれば、そのうちの10とか、20区画とか、一定の枠を設けて、町内に居住する成年にも枠を設けるべきではないのかと。知っている友人の息子さんが、これは町外だけらしいということで、ほかの町村に住宅をつくらざるを得なかったというような話も聞いておりますし、町当局にもそれなりの声が届いているんじゃないかと思うんですが、一定の枠を設けて、町内居住者にも最初から門を開くということについての見解を求めたいと思います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

この定住貸付事業は、そもそも他市町村からの移住を目的といたしまして、人口減少に歯どめをかけるための政策でございますので、募集を開始してまだ1年でございますから、もう少し長いスパンで取り組むべきではないかと考えております。

それと町内居住者を対象にしても、町内の人口の減少防止対策にはなりません。議員おっしゃる町外につくってもらったら困るんですけども、町内でもまた過疎化が著しい柏原校区の人口減少も懸念されますので、現時点におきましては、町内居住者を対象とすることはちょっと考えておりません。これは今の考え方でございます。

議 長 (田之畑)

9 番 宮地利雄君。

9 番 (宮 地)

最初に申し上げたように、私は、このまま座して待つということでは、余り議論やお互いにこの工夫を出し合うという点が不足していると。もっとやはり多くの意見も取り

入れて、検討をぜひ重ねてもらいたいというふうに要請しておきます。

次に、2番目の就学援助について伺います。

再三、教育長にもこの場でも私も要請してまいりました。最近では文科省も入学に間に合うように就学援助の入学資金、入学費用を支給すべきだという方向の文書なり指導がなされているようです。聞き及ぶところによりますと、入学時には、かばんや制服、靴から部活動の準備まで多額の費用がかかるということも聞いておりますが、教育委員会でも議論を重ねてきているという教育長の答弁でしたが、今、3月です。4月の入学時に活用できるように、支給日がどのように変更されてきているのか、その辺をまず伺いたいと思います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お答えいたします。

議員の前からの要望にもお答えすることにもなりますが、中学校に入学する現6年生の児童につきましては、就学援助対象者にですが、本年度から先月の2月に該当する就学援助金の支給をしております。ただ、小学校に入学する子供につきましては、いろいろな事情、完全に把握できておりませんので、そしてまた、小学校の校長の意見も必要と、今の規定ではなっておりますので、現時点では、支給はまだ難しいかなと考えているところです。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

中学生については、既に2月に支給ということで、喜ばしいことだと思います。ぜひ、小学校についても、既に支給を始めている市町村が県内にも出てきております。どのようにして、小学校入学前の児童の家庭の必要性を把握するかというのは、それぞれの自治体で工夫しながらやっているようです。ぜひ小学校についても、入学前に状況が把握できるように、教育委員会でも議論を進めていただきたいというのを要請をいたしておきます。

最後に、学校へのクラスへのクーラー設置についてであります。

同僚議員も取り上げまして、答弁もいただいたわけですがけれども、町長自身も関東東くしら会でも参加者に声を大にして夏は学校が暑いんですということで、これはふるさと納税を呼びかけるという面もありましたけれども、訴えをされました。現在、国庫補助の申請中だという状況に聞いております。既に同僚議員も取り上げましたように、大崎町は大規模改造とあわせて、クーラーの設置がクラスまで進んでいるようです。

そこでお尋ねしますが、本町が申請している補助金の名称、及び本町の負担率ですね、それからこの見通しを本当にできるのかということも含めた補助金が決まるかどうかは、それは文科省の判断もあると思いますが、その辺の見通しについて、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

議 長（田之畑）  
教育長。

教育長（天 神）

先に私のほうから申し上げますが、名称のほうは、ちょっと私も細かいのは確認しておりませんが、ちょっとわかれば、後で課長のほうにお願いしたいと思いますが、けさの町長のほうの回答の中にもそれらしい答えがあったんですけども、設置につきましては、昨年の11月に国のほうに要望をして、現在、国からの決定内示を待っている状況であります。国においては、耐震化とか、学校統合、老朽化対策、いろんな緊急性の高いものから優先的に採択していくと思われまますので、ことしの4月に内示があれば、補正予算を組んで議会の承認を得てから、設計委託業務に着手し、国の決定通知後に工事着手となります。しかし、4月に内示がなければ、11月以降の内示を待つか、あるいはまた平成31年度での内示を待つことになると思われまますが、今、答えられるのは、そういうところだと思います。

以上です。

議 長（田之畑）  
管理課長。

教育委員会管理課長（坪 山）

名称ですが、今手元に正式の名称はありませんけれども、学校施設環境改善交付金という形で今手元にあるのは、そういう形にしております。

また、正式に帰ってみまして名称がこれと違っておれば、また後ほどお知らせしたいと思います。

補助金の額ですが、各教室の面積当たりに幾らという形で補助金の試算がなされております。3分の1です。全体事業が確定いたしましても、その面積割でいきますので、実際に事業費の3分の1とはならないようであります。

以上です。

議 長（田之畑）  
管理課長。

教育委員会管理課長（坪 山）

平成30年度の事業計画一覧ということで、国からは大規模改造空調ということで事

業名は指してあります。以上です。

議 長（田之畑）

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

そうしたら大崎町が実施しているのと同じ大規模改造だというふうな感じがしておりますので、町長、財政的にも本町は、有利な面もあるわけで、教育委員会をぜひ督励して、今年度中に着手できるように最大限の取り組みを要請しておきます。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

次に、3 番 牧原完治君の発言を許します。

3 番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

私、町長のさきの施政方針について、2 点ほど質問したいと思います。

まず農業政策なんですが、町長の施政方針で、平成30年度主な施策として4点ほど掲げられております。観光地の整備、防災施設の整備、農業生産の支援、子育て支援ということを掲げておりますが、これについては、同僚議員から先ほど質問がありまして、答弁をされたわけなんですが、私はこの農業生産対策の支援ということについて、もうちょっと具体的に質問をしたいと思います。

町単独の支援ということなんですが、非常に他町にない独特の支援事業かなと思って期待していたわけなんですが、先ほどの町長の答弁では、天敵栽培とか、それから機械の、補助金に2,000万円を使うというような答弁のようですが、もうちょっとここは具体的に答弁していただきたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町単独支援の充実ということで、事業費の大きなものには、補助率の高い、国、県などの補助事業を有効に使っていただきたいと考えておりますが、そのほかの事業費の小さい事業につきましては、認定農業者、それと認定新規就農者を対象に、東串良町農業生産対策事業を新たな事業といたしまして、実施する計画をしております。まず施設園芸部門ですが、新たな天敵導入への補助といたしまして、リモニカスカブリダニの導入への補助を計画しております。また、耕種農家、畜産農家を対象に機械導入等へのまた補助も計画しております。期間は一応3年間としておりますが、リモニカスカブリダニ

につきましては、特に低温での活動力も大きく、従来のスワルスキーカブリダニからしますと、捕食力も大きいということで、試験導入された農家の方々や県の普及員の方から非常に効果が大いとい聞いております。特に比較的低温で活動力があるということから、キュウリ栽培では、さらに有効ではないかなと思っております。3年間で、リモニカの導入が進み、さらに総合的病害虫管理が推進され、さらなる安全安心の取り組みとなりまして、鹿児島ブランドのピーマン、キュウリの高値安定な売り上げにつながればと期待しております。

また、耕種農家、畜産農家への農業機械等の導入補助によりまして、認定農業者、認定新規就農者が東串良を支える中心経営体として規模拡大や新たな取り組みへの一助となると考えております。以上です。

議 長（田之畑）

3 番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

この天敵栽培は、三、四年前ですかね、前の町長の時代にスワルスキーを町が補助した経緯があるんですね。そのときの効果を見て、補助金の効果があったなというのを感じてされたのか、それとも新たにこのカブリダニがこれは優秀だから、これを入れたら、もうちょっと効果があるんじゃないかというようなことで入れたのか、その辺と、それから機械導入の認定農家、または後継者に対する耕種部門と畜産農家なんですが、機械補助が、これがどのような効果があるのか、その辺をもうちょっとお尋ねしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

経済課長でいいですか。

3 番（牧 原）

はい。

議 長（田之畑）

経済課長。

経済課長（堀 口）

お答えいたします。

まずリモニカスカブリダニのほうでございますが、確かにスワルスキーのほうで、効果が非常に上がったということで、町のほうでも導入が進んでおります。ただ、また県

のほうでもリモニカスカブリダニにつきまして、試験圃場とかも実施しました。その中で使用された農家、そしてまた普及員の方々からも非常に効果があるということで聞いております。そういう中で、園芸振興会等とも意見交換会をする中で、また新たに効果のよくあるリモニカスカブリダニを導入したいというところ、そしてまた低温での活動が大きいというところで、キュウリ農家での効果がまた非常に大きく期待できるというようなところもありまして、今回３年間でめどに導入しようというような運びとなったところでございます。

また、機械導入につきましては、なかなか大きな事業につきましては、国の補助、また県の補助等で対応できるものも大きいんですが、農家が高齢化が進んだりとか、また新規就農者も新たにできてきているという状況の中では、小さな事業、今度の対象が消費税込みで３０万円以上ぐらいの機械について対応しようというところで計画いたしまして維持拡大とか、また新しい取り組みに対する農家の意欲が出てくるだろうというところも考慮しまして、今回の事業を創設したところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

３番 牧原完治君。

３ 番（牧 原）

経済課長の答弁で、大分理解できたわけなんです、補助事業を、特に農業関係に主な政策としてということを出してあるわけなんです、私は耕種部門、畜産部門、園芸部門、そういうのを部門別に効果が出るような補助をしていただきたいと思います。例えば耕種部門におきましては、今非常に施設園芸が絶好調なんです、施設園芸がお金のとれるわけだから、全部施設園芸に移ったというようなことも大変なことにもなります。耕種部門も今法人化が進み、大分畑作、普通作、稲作ですね、この辺も力を入れていただきたいと思います。もちろん畜産農家もですね。部門別に政策を具体的に出していただけたらなというような気がいたします。今回、これと関連なんです、営農指導員を入れられるということに、非常に私もうれしく思うわけなんです、営農指導員というのも一つの町の補助だと私は思っております。例えば、今ピーマンで問題になっているのは、青枯れ問題ですね、連作障害による、ちょっと営農的なことはわかりませんが、青枯れで非常に困っている。このためには、ハウスを直すか、また苗を購入苗を接ぎ木苗を入れないとできないという問題もございます。このような問題が出て、今度営農指導員を採用されますと、この営農指導員によっていろんな具体的な問題点等も出てくるかと思いますが、取り上げていただけることと期待しております。非常に営農指導員については、非常にいいことだと思っているような次第でございます。

それから次に、２点目のふるさと納税の推進についてということを出していただけたわけなんです、これも先ほど同僚議員からも出ております。ふるさと納税に町長もトップセールスをして力を入れておられるのは十分わかるわけです。平成２９年度からしますと、今度、平成３０年度の予算が３億７、４８０万円ということなんです、今までの経過

を見ますと、平成27年度4,200万円の実績、平成28年度2億7,000万円、平成29年度補正で4億5,000万円ぐらいいくんじゃないかということを見込んでいるわけなんです。この伸びからしますと、平成30年度は10億円に近い伸びはできないかということの思うわけです。総務課長がいい資料を、町長が見られたかわかりませんが、この資料を見て、出したのが平成30年度当初予算が45億7,300万円、これは一般会計なんです。これなんですよということで、歳入のほうで自主財源が約18億円、それから依存財源というのは27億円、4割が自主財源なんです。ただし、この中には、繰入金とか、繰越金も入っておりますが、この中にこの寄附金、ふるさと納税もあるわけです。せめて、町税が8億2,000万円予算が組んでございます。町税の8億2,000万円というのは、何ていうか、これを10億円になかすにはなかなかなんです。そしてまた依存財源の地方交付税というのは、町長が出してございませうように2%の減とか、だんだん年々厳しくなってくるよということを出しているわけなんです。依存財源についても年々厳しくなる状況です。その中で一番財源として集められるのは寄附金だと思うわけでございます。自主財源の18億円、ここを見た場合に、まだこれ10億円ぐらい集まれば、非常にゆとりのある町政ができるのになと思うわけなんです。この辺の目標の持ち方、その辺はどうなんですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

このふるさとの自主財源をふやすということで、今おっしゃいましたように、このふるさと納税、手元に残るのも3億円を集めて3分の1なんです。ほとんど返礼品とかに使われている。これを同僚議員にもお答えしたんですけれども、ふるさと納税を集めたらどうかということなんです。これに対する取り組みといたしまして、いろいろと平成29年度当初もふるさと納税サイト3社で一応スタートしたんですけれども、なかなかそれも、さらにその上に2社を追加するよう計画しておりまして、ANAとかいろんな方向にもお願いして、東京にも出向いていきましてお願いしたんですが、なかなか、今までどおり都市圏の中心に広告やPR活動を行っております。以前、住民からお話がありまして、空港からモノレールに乗ったとき、ちょうど東串良のあなたはウナギ派ですか、ナマズ派ですかという広告が載っていたのを見た、これは東串良町だったそうです。だから、やっぱりそういう広告を見られる人はおるということをお聞きしまして、うれしい限りでしたけれども、そういう形でいろいろとポータルサイトとか、いろんなものに対しまして、また打っていくんですけれども、なかなか魅力的なページ作成とか、こういうものについて寄附額のアップにつなげてまいりたいと、これからつなげていくんですけれども、なかなかそういうのが寄附額に上がってこないというのが現実の状況でございます。ちょっと詳細については、企画課長のほうに答弁させます。



議 長（田之畑）

3 番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

企画課長の答弁の前に、もう一つ、去年の9月までは絶好調というか、伸びていたということなんですが、その後、伸び率が悪かったという、その原因とあわせて返答していただければと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今まで、返礼品のほうで物すごい人気のあったウナギが、これがだんだんとまってきたして、もう在庫がないということで、それが一番の原因だと思っております。一番ウナギが出ていたんですけれども、稚魚がとれないということで、今もなんですが、その稚魚が入ってこないというのが原因であるらしくて、養鰻業者からストップがかかってきました。それが第一の原因にもあるだろうと思っています。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

私のほうからも若干補足をさせていただきます。

寄附額につきましては、昨年の9月補正で6億円に上げたところでございます。この原因につきましては、前年度と比較した場合に、月ごとに言わせていただきますと、平成28年の4月と平成29年の4月ですね、1.4倍に寄附額がふえております。以降、5月が1.9倍、6月が1.9倍、そして7月が4.8倍、8月が2.5倍ということで、すごく寄附額もふえてきておりました。通常ですと年末に向けて寄附額が多くなる傾向にあるものですから、そこを考慮しますと、寄附金をもって経費ですね、その辺に充てるように条例改正も行っておりますので、やはりその経費と歳入をセットで考えないといけないという事情もございました。そういった中で先ほど町長からもございましたとおり、平成28年度は1社、途中から2社を追加しまして3社で取り組んだところでしたけれども、平成29年度は当初から3社で、ポータルサイトで取り組んでおりましたし、また、11月、12月からは、さらに2社ポータルサイトを追加しまして取り組んでいくということを計画をいたしておりました。そういうことで11月ぐらいのことも考えて、事業者への支払い額に影響を及ぼさないように、一応歳出をある程度、経費を見込まないといけないという事情もございました。そういうことで当然歳入のほうもふやしたところでございます。そういった中でふえるというふうに見込んでおりましたが、全国的に見ましても一番ふるさと納税のサイトで一番大きいふるさとチョイスと

いうサイトがございます。これにつきましては、全国の自治体の登録数が1年前の平成29年3月1日現在では、大体1,100あったということで、そしてことしの3月1日には、それが200増の1,300にふえていると。それから返礼品の商品数では、昨年の3月1日が11万5,000商品、それからことしの3月が15万商品ということで、約3万5,000の返礼品の商品がふえていると。それから総務省からのいろいろ指示もあったんですが、やはり高額な電化製品とか、そういった返礼品を出しているところもいまだにあるというようなことで、そのあたりも原因となつてなかなか伸びなかったというような状況が考えられます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

町長は、ウナギがと言われたわけなんです、私もウナギが好きで、ちょこちょこ大隅養鰻組合に買いに行くんですよ。それでウナギが足りないんですかと、窓口に聞いたわけなんです、いや、いっぱい冷凍品が保管してございますということで、当分はあるんだなということを感じたわけ。ここが大隅養鰻組合と取引があるか、その辺はわかりませんが、ウナギはあるんだなというのを感じておりました。

そこで1月16日、町長も聞かれたと思うわけなんです、宮崎県の都農町から、ここに視察に議員間同士の交流がございまして、そこで内容については、議会運営委員会の研修であったわけなんです、それが済んで意見交換会が始まったわけ。都農町の議長、副議長、4名の方が来られまして、規模は議員が10名ということですので大体うちより若干大きいまちかなと思ったわけなんです、そこで、うちはふるさと納税を50億円集めたんですよということを聞いて驚いたわけなんです。それで町長が50億円を集めたので今度は70億円集めるんだという予算を組まれたそうです。この辺では大崎町、志布志市が大分集めるわけなんです、桁が違うわけなんですね。50億円集めれば、20億円は残るお金になるわけなんです、それやればうちも10億円、20億円は集められるんじゃないかというようなことを感じたわけ。先ほど申し上げましたように、町税が8億円ですので、町税以上に集める努力はできないかということを感じたわけ。そこで私なりに考えたわけなんです、町長は幾らトップセールスをされても、私は限度があると思うんですよ。ですから、若い有能な方、例えば、役場の係長クラスを町長部局に集めて戦略のプロジェクトチームをつくったらどうかというようなことを思うわけ。そこでいろんな意見を聞いて、今まで納税された方の出身地、またどのような商品をとられたかというふうな調査をして、どうすれば伸びるかというようなことをできたら、まだ伸びるんじゃないかと思うわけ。町長1人のトップセールスじゃ私は限界があると思うんです。大崎町の3月号の広報紙がございまして、ここにふるさと納税を納めた8家族17人の方を呼んで、大崎町の賄い料理をしたり、夜はなんこ大会をしたり、明るく日は、観光というか、あそこは浜のあそこし

## 会 議 の 経 過

かないわけなんです、観光したりということで非常に一面に載っておりました。このようなことを考えたりして。総務課長がつくった資料です。ここを自主財源を倍にしていきたいと思うわけです。町長、せっかく有能な職員がいますので、その辺も検討していただきたいと思います。ゆとりのある町政をつくりましょう。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

議 長（田之畑）

これで一般質問を終わります。

~~~~~

◆ 日程第2 議案第8号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第8号）

議 長（田之畑）

日程第2 議案第8号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 泊 重巳君。

5 番（ 泊 ）

19ページをお願いいたします。款15財産収入、項の財産売払収入、目の不動産売払収入、節の立木売払収入の355万3,000円の追加補正についてお尋ねいたします。これは、波見の分収林の売払収入だと思うんですけども、今後この分収林の伐採した後の植樹というか、また分収林をされるのかどうかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

引き続き分収契約をされるのかというところでございますが、昔までは切ったところに新しく植栽をしていたみたいでございますが、今回はそういう要請もありませんでしたし、今回は主伐を終えて、もう借りないというところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから議案第8号 平成29年度東串良町一般会計補正予算（第8号）を採決します。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。  
次の本会議は、3月23日午前10時より会議を開きます。  
本日はこれで散会します。

散 会            午後 1時38分

## 平成30年第1回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 平成30年3月23日 午前10時00分  
閉 会 平成30年3月23日 午前10時56分

### 出席議員（10人）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 児 玉 勇 治 | 2番 瀬戸山 譲一  |
| 3番 牧 原 完 治 | 4番 西 園 貞 美 |
| 5番 泊 重 巳   | 6番 前 田 隆   |
| 7番 上 園 ミ キ | 8番 原 田 猛   |
| 9番 宮 地 利 雄 | 10番 田之畑 稔  |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 西 園 貞 美                      5番 泊 重 巳

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|       |         |             |         |
|-------|---------|-------------|---------|
| 町 長   | 宮 原 順   | 住民課長        | 若 松 雄 一 |
| 副町長   | 畠 中 勇一郎 | 企画課長        | 中 島 孝 一 |
| 教育長   | 天 神 康 男 | 農業委員会事務局長   | 木佐貫 勝 志 |
| 会計管理者 | 田之頭 学   | 教育委員会管理課長   | 坪 山 勝   |
| 総務課長  | 江 口 勝 志 | 学校給食共同調理場所長 | 松 留 謙 一 |
| 経済課長  | 堀 口 利 弘 | 社会教育課長      | 薬 丸 淳 郎 |
| 福祉課長  | 津 曲 稔   | 総務課長補佐      | 瀬戸山 雅 樹 |
| 税務課長  | 児 玉 隆 男 |             |         |
| 建設課長  | 甫 村 良 教 |             |         |

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長      大 園 保 広                      書 記      橋 口 正 博

|           |        |
|-----------|--------|
| 議 事 日 程   | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件  | 別紙のとおり |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |

## 議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 議案第 1号 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 3号 字の区域変更について
- 日程第 5 議案第 4号 町道路線の変更について
- 日程第 6 議案第 5号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6号 東串良町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 東串良物産館（ルピノンの里）の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 9号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第10号 平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第11号 平成29年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第12号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第13号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第14号 平成30年度東串良町一般会計予算
- 日程第15 議案第15号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算
- 日程第17 議案第17号 平成30年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算
- 日程第18 議案第18号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第19号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第20 委員会の閉会中の継続調査について

## 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 議案第 1号 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 3 議案第 2号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 3号 字の区域変更について

日程第 5 議案第 4号 町道路線の変更について

日程第 6 議案第 5号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 6号 東串良町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

日程第 8 議案第 7号 東串良物産館（ルピノンの里）の指定管理者の指定について

日程第 9 議案第 9号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第10 議案第10号 平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)

日程第11 議案第11号 平成29年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第4号)

日程第12 議案第12号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

日程第13 議案第13号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第14 議案第14号 平成30年度東串良町一般会計予算

日程第15 議案第15号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計予算

日程第16 議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算

日程第17 議案第17号 平成30年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算

日程第18 議案第18号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

日程第19 議案第19号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計予算

日程第20 委員会の閉会中の継続調査について

## 会 議 の 経 過

開 会 午前 10 時 00 分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第 1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第 1 議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第 129 条の規定により、別紙のとおり派遣することに
したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は別紙のとおり派遣することで可決されました。

お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件は、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に
変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議決された議員派遣の件は、派遣目的、派遣場所、派遣期間、
派遣議員に変更があった場合、議長に一任することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第 2 議案第 1 号 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ いて

議 長（田之畑）

日程第 2 議案第 1 号 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に



## 会 議 の 経 過

ついてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

### 9 番（宮 地）

今回、久しぶりというか、私もほとんど経験のない行政組織の変更ということで、経済課を農林水産課に変更するということですが、当局執行部の中で、ほかの課についても全面的な本町の行政組織全体についての機構の変更というような議論はなかったのか。今回は、この経済課だけについて何をするとどこかわからんということだったので、農林水産課に改めるという説明でしたが、そのような、本町の行政組織全面的な機構についての議論というのはなされなかったのかどうか、その点のところを聞いておきたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町長（宮 原）

総務課長において説明させます。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今、組織変更、いわゆる経済課以外で検討をなされなかったのかというところですが、それにつきましては、検討は直接は行っていないところですが、直近といたしまして、経済課というところが町民にわかりにくいということで、経済課だけを今のところ、農林水産課に変更させていただきたいというふうに考えているところでございますし、また今後いろいろな行政ニーズに即した名称変更に対応する必要があるれば、またいろんな形で検討させていただいて、変更をしていってもいいのかなというふうに思っているところでございます。以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第1号 行政組織の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第3 議案第2号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例について

議 長（田之畑）

日程第3 議案第2号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

会 議 の 経 過

これから議案第2号 東串良町公営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第4 議案第3号 字の区域変更について

議 長 (田之畑)

日程第4 議案第3号 字の区域変更についてを議題といたします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第3号 字の区域変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第5 議案第4号 町道路線の変更について

議 長（田之畑）

日程第5 議案第4号 町道路線の変更についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第4号 町道路線の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第6 議案第5号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例について

議 長（田之畑）

日程第6 議案第5号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9 番 宮地利雄君。

9 番 (宮 地)

私は、今回の介護保険料の値上げについて、反対の討論をいたします。

ことしの4月から始まる第7期になりますが、国民年金の受給者にとっては、1カ月分の年金が介護保険料でなくなるような内容になるのではないかと思います。しかも年金はますます減額傾向にありまして、4月からは年金カット法による新たな仕組みも施行されることになります。年金は際限のない形で削減されていくことになります。低年金、無年金、低収入の高齢者の負担の能力を超えてきていると。私自身も農家の皆さんの税金の申告を何人も手伝いをしておるわけですが、役場からもらってきなさいと言って持ってくる納税証明書の中の介護保険料の金額が本当に高いということは多くの町民の皆さんも感じておられるんじゃないかと思うんですね。本町の独自の対応策については、市町村ができる仕事というのは、限られておりますので、いろいろと繰越金を充ててみたり、担当課でも努力されていることはよくわかりますが、こういう低年金、無年金、低収入の高齢者の負担の能力をどんどん超えてくるような公共料金の引き上げについて、認めるわけにはいかないという気持ちでいっぱいあります。特に、要支援1・2の人たちが昨年度から介護保険制度から介護保険制度を受けられないと総合支援事業に移るということで、何のために介護保険を納めてきたのかと、使えないじゃないかと。しかも使っても、1割は自己負担だと、この制度自体が重大問題ですよね。

以上のような理由から、今回のこの第7期に当たっての介護保険料の引き上げに反対するものであります。以上です。

議 長 (田之畑)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで討論を終わります。

これから議案第5号 東串良町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

## 会 議 の 経 過

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第7 議案第6号 東串良町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第7 議案第6号 東串良町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第6号 東串良町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

会 議 の 経 過

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第8 議案第7号 東串良物産館（ルピノンの里）の指定管理者の指定について

議 長（田之畑）

日程第8 議案第7号 東串良物産館（ルピノンの里）の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第7号 東串良物産館（ルピノンの里）の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第9 議案第9号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第9 議案第9号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第

会 議 の 経 過

3号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第9号 平成29年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第10 議案第10号 平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)

議 長 (田之畑)

日程第10 議案第10号 平成29年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第10号 平成29年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第11 議案第11号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第4号）

議 長（田之畑）

日程第11 議案第11号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第4号）を議題とします。
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第11号 平成29年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第12 議案第12号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

議 長（田之畑）

日程第12 議案第12号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第12号 平成29年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第 1 3 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議 長（田之畑）

日程第 1 3 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 9 日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

簡易水道ですよね。この 1 億円の減額なんですよね。起債の準備までしながら、当然国や県からの予算がつかなかったということでしょうが、その辺の事情について担当課長からでも結構ですが、この事業が減額せざるを得なかったということについての説明をお願いします。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（甫 村）

お答えいたします。

この 1 億円の減につきましては、東部地区の本管布設がえ工事にかかるものでございます。当初、建設課といたしましては、平成 2 9 年度で全線工事を終えたいということで、全線分の申請をいたしましたところ、国の予算の配分等の関係で、こういう減額になったというところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第13号 平成29年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第14 議案第14号 平成30年度東串良町一般会計予算

議 長 (田之畑)

日程第14 議案第14号 平成30年度東串良町一般会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 上園ミキさん。

7 番 (上 園)

福祉課長に、先ほど説明は受けて、私自身は納得したわけなんですけど、他の同僚議員の皆様にもわかっていただくために、あえて質疑をさせていただきますが、寝たきり老人のおむつ支給のことではありますが、本町は大変手厚いケアがなされているということで、入院をしている人にも配布をしているという福祉課長の説明でありました。病院によっては、本町が支給したおむつが使えないところ、そういう病院もありますが、そういう病院は何カ所ぐらいあるか、使えるところと使えないところの病院がわかっていたら教えていただきたいんですが。

議 長 (田之畑)

福祉課長。

福祉課長（津 曲）

お答えいたします。

何カ所かはあるかと思いますが、近いところでは1カ所の病院が業者さんが入っていらっちゃって、その業者さんから購入されて処分もその業者さんがされるということが病院と提携されているみたいですね。そこだけが利用できない病院が1カ所あります。ほかの施設については、余りないところなんですけど、入所、入院をされている中で、そういうところがほかにもあるのかもしれませんが、私が今把握しているところでは1カ所しかございません。本町は入所、入院の方にも年4回の支給をしております。寝たきりの高齢者の方とか、障害をお持ちの方も含めて120名ぐらいの方に支給をしているところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

7番 上園ミキさん。

7 番（上 園）

そのおむつが使えないところに入院をされた人、その人たちに対するケアというのは、おむつ代として現金かそういうものの支給というのはないんですよね、どうなんでしょうか。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（津 曲）

そこの方については、支給はしておりません。本町は、他町に比べて支給の基準が緩いといえますか、ほかの市町村もおむつ支給はあるんですが、施設とか入院をされたところには、支給ストップをされていまして、在宅の方でしか支給をしていないのですが、本町は、施設入院、病院等の理解があれば、支給をしているところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

4番 西園貞美君。

4 番（西 園）

ふるさと納税の件ですけれども、今年度は、3億7,480万円の計上はしてございますが、昨年度は、6億円の予算計上であつたんですけれども、惜しくも達成することができませんでした。ことしは大分下げられて目標設定がされていますが、目標はあくまでも高い目標で常に挑戦するのが目標であると思います。この目標額を上げ

る気はございませんか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

今年度の当初予算に計上いたしました金額につきましては、一応平成29年度の実績が大体3億6,000万円程度を見込んでおりますので、それより若干多目にしたところでございますが、あくまでも今年度の実績をもとに計上させていただいたところでございます。また状況によっては、また増額が可能ならば補正対応でやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

6番 前田 隆君。

6 番（前 田）

ちょっと町長に聞きたいんですけども、ことしは皆さん御存じのとおり、第11回宮崎全共ですね、日本一に輝いて、その中で東串良のなかはら系統4頭が出発点で貢献したかと思えますよね。ことしの当初予算を見ますと、県からの25万円だけ、12回の全共に向けて事業費を組まれていますけれども、もう12回の全共に向けて走り出しているわけですね。東串良和牛の銘柄を確立するためにも、町単独のこういうような事業は考えていらっしゃるのか、その辺はどうなんですか。

議 長（田之畑）

経済課長。

経済課長（堀 口）

お答えいたします。

12回の全共対策というところで、まず11回の全共のところで、うちのなかはら系統牛が非常に注目されたということもございましたので、そこにつきましては、JAと協議いたしまして、平成30年度から5万円の補助をなかはら系統牛の保留につきまして計画をしているところでございます。以上です。

議 長（田之畑）

6番 前田 隆君。

6 番（前 田）

## 会 議 の 経 過

今の課長の説明は、この前も聞いたんですけれども、全共で勝ちに行くには、去年は肝属郡が県内でも半数以上を持っていったわけですね。でもほかの郡の話を聞いてみますと、死に物狂いで肝属倒しだというような話も聞きますので、我がまちの和牛の銘柄を確立するのであれば、町単独のこういう事業も考えてもらえないかと思えますので、その点はこれから先ちゃんと計上してください。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

3 番 牧原完治君。

3 番（牧 原）

総務課長にお尋ねいたしますが、振興会の交付金が724万1,000円計上されているんですね。今、現状を見ますと、集落離れというか、振興会組織が危うくなっているような地域もございます。かつて納税の奨励金等でうまく集落の資金繰りがなされていたわけなんですけど、この辺の見直しというか、また補正でも組むというようなことはないですか、質問いたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

振興会離れという話が出たところでございますが、転入者、いろいろな形で転入で来られたときには、住民課、あるいは総務課のほうでも加入促進はいたしているところでございます。今、質問があった、平成25年だったと思いますが、納税報奨金を交付金という形に変えたというか、そういう交付金制度に変えざるを得なかったという経緯もございまして、交付金制度を確立し、今交付いたしております。その金額については、平成28年度で、当初2,000円の1戸当たりの交付金を予定していたんですが、ちょっと厳しいだろうということで、平成28年度以降、1戸当たり2,500円ということで500円アップさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

9 番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

債務負担行為で岩弘地区の圃場整備事業が3億円組んでおりますが、同僚議員の説明は聞いて、なかなか進捗状態がいいという説明は受けたんですけれども、担当課長あたりから、この辺の岩弘の圃場整備、具体的にどう進んでいくのか、進捗状況も含

めて答弁願います。

議 長（田之畑）  
建設課長。

建設課長（甫 村）

お答えをいたします。

岩弘地区の圃場整備事業につきましては、平成27年度から事業推進をいたしております。平成30年度現在は、地権者等の認可、受領は終了いたしまして、一応本課のほうに申請をしまして、それから本省のほうに申請をしております、今事業計画は妥当であろうというところの承認をいただいているところでございます。平成30年度は、一応今度は実際の測量を実施いたしまして、事業の実施計画書を作成するというところで、いよいよ内容に入っていくわけであります。そういうことで実施設計書を作成しまして、平成31年度に換地業務というのがございまして、換地というのは場所を決める作業でございます。そういう作業をいたしまして地権者の方々のまた同意を受領すると、私はここですよろしいですよというところの確認をとりまして、それが全て納得がいく形で完了すれば、平成32年度からいよいよ工事に着手するという運びになっているところでございます。どうしても事業進捗につきましては、国の予算等の配分もございますので一応現在では、平成37年度というところで、目標にやっているところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）  
ほかに質疑はありませんか。  
1 番 児玉勇治君。

1 番（児 玉）

今回の予算で柏原大相撲に400万円の予算が組んであるんですが、相撲の日程ともし、この金額を使って、誰か相撲の力士を呼ぶ考えがあればお聞かせ願います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

一応日程的には4月29日が柏原大相撲の開催日でございます。それで一応相撲協会のほうから話がございまして、打診しておりましたら、結局千代丸と千代鳳が来ていただくということで話が詰めております。内容については、企画課長に説明をさせます。



## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

議員の御質問には、全て町長がお答えいただいたような状況でございますが、日程は今ございましたとおり4月29日でございます。

それで、日本相撲協会のほうにも、まだ予算は確保されていない状態でございますから、あくまでも、もしするとなった場合は可能かということで問い合わせはしてございます。そうしたところ、地元出身力士の千代丸、そして千代鳳、この両名が来ていただけるということは話はついているところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第14号 平成30年度東串良町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第15 議案第15号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第15 議案第15号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

平成30年度から国保の運営が鹿児島県に移管するということで、いろいろと報道もされておりますし、うちの県会議員からもファクスなどで、現在の審議状況などの情報が入ってはくるんですけれども、全県下の市町村の国保税が上がるか、下がるかと、我々はそういうところに注目せざるを得ないわけですが、その数字を見たときに、本町が鹿児島県でも最も高いようなイメージを受けるんですが、担当課長で結構ですけれども、その辺のこの運営が県に移譲するに伴う国保税の動きの見通しなどについて、わかっている範囲で報告願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（津 曲）

お答えになるかわかりませんが、この前2月10日の南日本新聞でも、今後、30年度で国保保険料の必要額1人当たりの額が載っておりまして、東串良が第1位で一番高い数字が載っておりました。これは、多分なんですけど、毎年東串良の国保世帯は、所得が鹿児島県下でも1番、2番、3番、このあたりを推移しておりまして、29年度も0歳から74歳の国保世帯の数、東串良は2,300人ほどいらっしゃいますけれども、それで割った数字が50万3,000円で、50万円台があるところは東串良だけでした。肝属郡内、鹿屋市も含めて5つの市町、ほかの市町の平均が33万4,000円でございますので、ある市町については、1人当たり20万円以上の所得の格差が東串良はあると、そういう所得の高い方が東串良はいらっしゃるということが、この国保税の1人当たりが県下でもトップになっているというふうに思われるところでございます。限度額以上を納める方がたくさんいらっしゃるということだというふうに理解をしているところでございます。

今後については、県が言う納付金というものを保険税と、それから国、県からの国保税を軽減するための支援金がございますので、町の分も含めて、そこをその納付金額を納めていくということになりますので、保険税の徴収についても適切に徴収できるように税務課と一緒に頑張っていきたいというふうに思います。以上でございます。

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第15号 平成30年度東串良町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第16 議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算

議 長 (田之畑)

日程第16 議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9 番 宮地利雄君。

9 番 (宮 地)

先ほどの日程第6、議案第5号で述べたとおりであります。この予算にも反対をいたします。以上です。

議 長 (田之畑)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成30年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第17 議案第17号 平成30年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算

議 長 (田之畑)

日程第17 議案第17号 平成30年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。
これから議案第17号 平成30年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)
特別会計予算を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第18 議案第18号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

議 長 (田之畑)

日程第18 議案第18号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を  
議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっております  
ので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第18号 平成30年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第19 議案第19号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計予算

議 長 (田之畑)

日程第19 議案第19号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る9日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 泊 重巳君。

5 番 (泊)

11ページの目の簡易水道事業費の中の節13委託料でございます。今回、公営企業法適用推進業務委託料746万2,000円が予算計上してございますが、これは平成31年度に向けての上水道移行への業務委託料でございますか、伺います。

議 長 (田之畑)

建設課長。

建設課長 (甫 村)

お答えいたします。

そのとおりでございます。

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第19号 平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第20 委員会の閉会中の継続調査について

議 長 (田之畑)

日程第20 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務民生常任委員会委員長からふるさと納税対策、観光振興対策。

教育産業常任委員会委員長から農畜水産業の振興対策について、学校教育の現状と対策について、町道、農道の整備状況について、文化財の保存と活用について。

議会運営委員会委員長から議長の諮問に係る次の定例会及びそれまでに開かれる臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項、前述以外の議長の諮問に係る事項。

以上について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から提出された申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることで御異議ありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることで決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

|     |   |          |
|-----|---|----------|
| 休   | 憩 | 午前10時48分 |
| —◇— |   |          |
| 再   | 開 | 午前10時55分 |

議 長 (田之畑)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

議 長 (田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第1回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時56分